

山梨県ひとり親家庭等自立促進計画

(素案)

令和3年 月

山 梨 県

目 次

第1章 計画の概要		
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象	2
5	計画の推進	2
6	計画の評価と次期計画の策定	2
第2章 ひとり親家庭等の状況		
1	ひとり親家庭等の世帯数	3
2	児童扶養手当受給者数の状況	4
3	ひとり親家庭等の状況	
(1)	現在の世帯の状況	6
(2)	ひとり親世帯になった当時の状況	7
(3)	住居の状況	10
(4)	就労の状況	12
(5)	家計の状況	19
(6)	養育費の状況	22
(7)	子どもの養育	24
(8)	悩み・相談相手等	25
(9)	福祉制度等	28
(10)	行政への要望等	30
4	現計画の評価	32
第3章 計画の基本的な考え方		
1	基本理念	37
2	基本方針	37
3	基本目標	39
第4章 具体的な施策		
	施策の体系	41
1	相談・情報提供機能の充実強化	42
2	就業支援の推進	44
3	子育て・生活支援の充実強化	46
4	養育費確保等の推進	48
5	経済的支援の推進	50
6	ウィズコロナ・ポストコロナ時代の行政需要に対応した施策の推進	52
	計画の取組指標	54

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担わなければならないため、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな制約や困難に直面することになります。

近年、非正規雇用が増加するなど就業環境は厳しさを増しており、特に、母子家庭においては、結婚・出産等による就業の中断等により就業経験が少ないことから、パートや臨時的雇用など不安定な就業環境に置かれている方が多く、収入が低い水準にとどまっている状況です。

このため、収入面・雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立し、安心して暮らせることが、ひとり親家庭の母や父にとっても、子どもの成長にとっても重要であり、引き続き、ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援や生活支援の各種施策に取り組んでいくことが求められています。

また、寡婦についても、老後に不安をおぼえたり、生活面や経済面で悩んでいる方が多いため、就業や日常生活面での支援が重要になっています。

このような状況の中、母子及び寡婦福祉法が改正され、平成26年10月から父子福祉資金制度の創設を始め父子家庭に対する支援の拡充が明文化されるとともに、名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改称されました。また、児童扶養手当法の改正により、平成26年12月から児童扶養手当と公的年金等との併給制限が見直されるなど、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう、ひとり親家庭への支援施策が強化されてきました。

加えて、平成26年1月に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、これに基づく「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）では、引き続きひとり親家庭への支援が位置付けられています。

本県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、平成17年度に「山梨県母子家庭等自立促進計画」を、平成22年度及び平成27年度に「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立促進に向けてさまざまな支援を行ってきました。

今回、「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」の計画期間が終了することから、国の動きに呼応しながら、ひとり親家庭等を取り巻く社会・経済情勢、令和元年度山梨県ひとり親家庭等実態調査の結果等を踏まえ、ひとり親家庭等に対する、福祉サービスの提供と自立の支援を総合的かつ計画的に展開するため、新たな自立促進計画を策定することとしました。また、令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の暮らしに様々な影響があったこと踏まえ、ひとり親家庭等の支援策について、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の行政需要に対応した取り組みを進めていくこととしました。

2 計画の位置付け

「山梨県ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「計画」という。）は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき策定するものです。

計画は、「やまなし子ども・子育て支援プラン」の部門計画であり、や「やまなし子どもの貧困対策推進計画」と連携するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 計画の対象

計画の対象は、ひとり親家庭及び寡婦とします。

※この計画における用語の定義

母子家庭・父子家庭：配偶者のいない女子又は男子とその扶養を受けている児童（満20歳未満の未婚の者）で構成されている家庭

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭

寡婦：配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある者

ひとり親家庭等：ひとり親家庭及び寡婦

5 計画の推進

計画の推進に当たって県は、国・市町村の関係機関及び母子・父子福祉団体等と役割を分担しながら、互いに連携し施策に取り組みます。

6 計画の評価と次期計画の策定

この計画期間が満了する令和7年度に関係者から意見聴取等を行うことにより、計画に定めた施策について評価を行い、その結果を公表します。

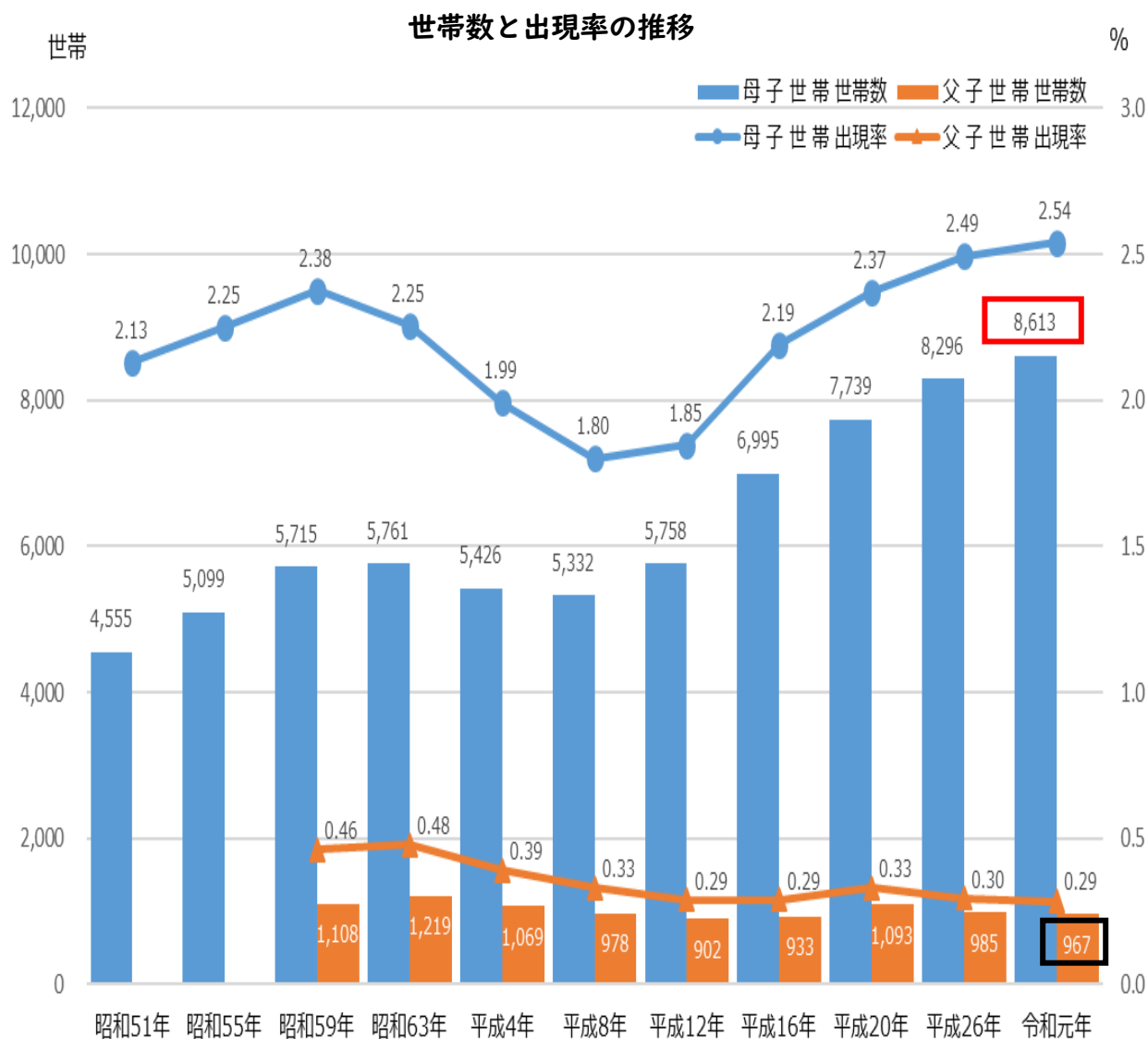
また、その結果を参考として、次期計画を策定します。

第2章 ひとり親家庭等の状況

I ひとり親家庭等の世帯数

山梨県における母子世帯数は増加傾向にあり、8,613世帯と、調査開始以来最多となりました。前回調査時(平成26年度、以下「前回」という)から、317世帯増加しています。一方、父子世帯数は967世帯で前回より18世帯減少しました。

総世帯数に占める割合(出現率)は、母子世帯が2.54%、父子世帯が0.29%となり、母子世帯の出現率が増加する一方で父子世帯の出現率が減少する傾向にあります。

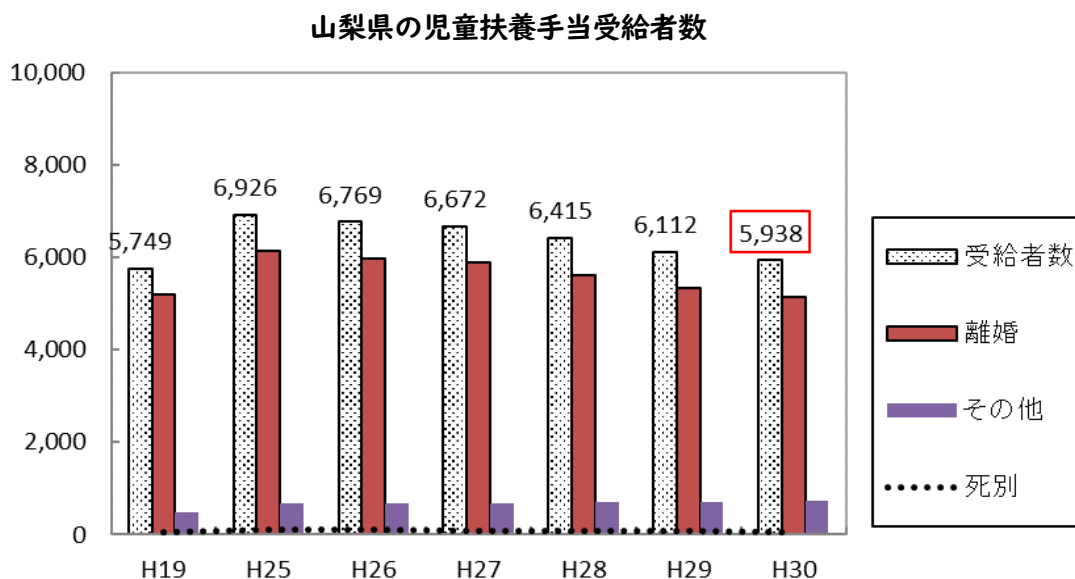


2 児童扶養手当受給者数の状況

児童扶養手当の受給者数は、平成25年をピークに年々減少しています。

山梨県における平成30年度末の受給者数は、5,938人となっており、平成25年度からの5年間で、14.3%の減少となっています。

※児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父等に対し、生活の安定と自立の促進を図ることを目的に支給される手当のことをいう。



児童扶養手当受給者数の推移

(単位：人)

年度	全 国		山 梨 県		
	受給者数	受給者数	受給者数の内訳		
			離婚	死別	その他
H19	955,941	5,749	5,193	60	496
H20	966,266	5,952	5,364	61	527
H21	985,682	6,125	5,524	61	540
H22	1,055,181	6,765	6,092	103	570
H23	1,070,211	6,816	6,116	100	600
H24	1,083,317	6,891	6,163	104	624
H25	1,073,790	6,926	6,155	105	666
H26	1,058,231	6,769	5,982	102	685
H27	1,037,645	6,672	5,897	90	685
H28	1,006,332	6,415	5,630	81	704
H29	973,188	6,112	5,350	66	696
H30	939,262	5,938	5,155	59	724

注1：各年度末の受給者数

注2：受給者数その他とは、未婚、遺棄、DV等によるものをいう

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

3 ひとり親家庭等の状況

県内の母子世帯及び父子世帯の実態を把握し、今後の福祉行政諸施策推進のための基礎資料を得ることを目的としています。

調査は、昭和51年以降、概ね5年に1度実施し、今回で11回目となります。なお、父子世帯については、昭和59年度から調査対象としており、今回で9回目となります。

- ③ 標本数 県内に居住している母子、父子世帯から、無作為に抽出した
3,726世帯
- ④ 調査方法 自計式調査。調査票の配付及び回収は郵送により実施
- ⑤ 調査期間 令和元年8月1日～31日（調査基準日：令和元年8月1日）
- ④ 回収結果

世帯区分	標本数	有効回収数	回収率
母子世帯	3,378	2,477	73.3%
父子世帯	348	194	55.7%
計	3,726	2,671	71.7%

※「母子、父子家庭」と「母子、父子世帯」は同義語ですが、実態調査においては、調査開始以来、「母子、父子世帯」の用語を使用しています。

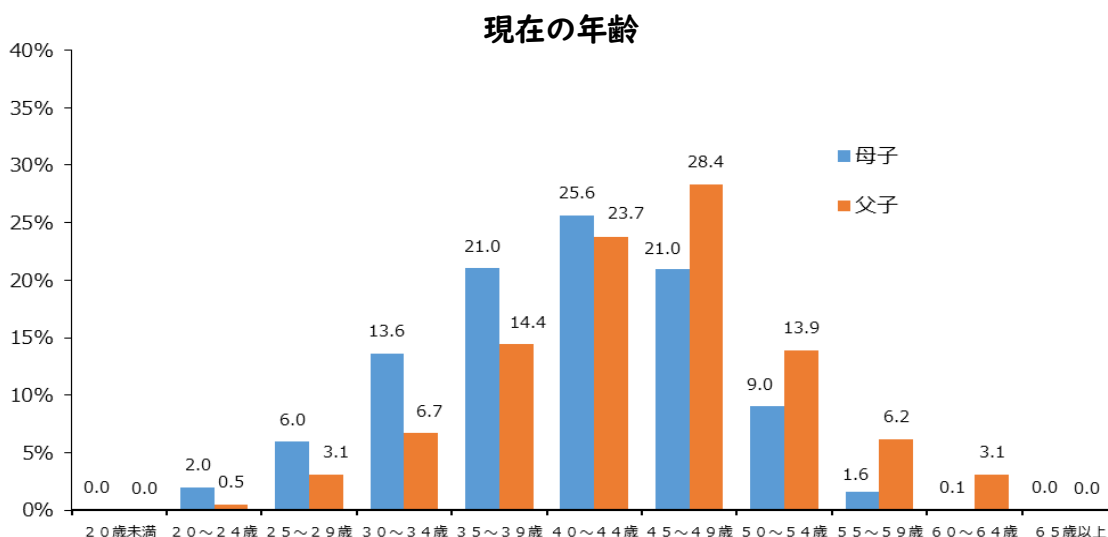
(I) 現在の世帯の状況

① 現在の年齢

母子世帯の母の年齢は、「40～44歳」（25.6%）が最も多く、以下「35～39歳」（21.0%）と「45～49歳」（21.0%）が続き、30歳代（34.6%）と40歳代（46.6%）で8割以上となっています。

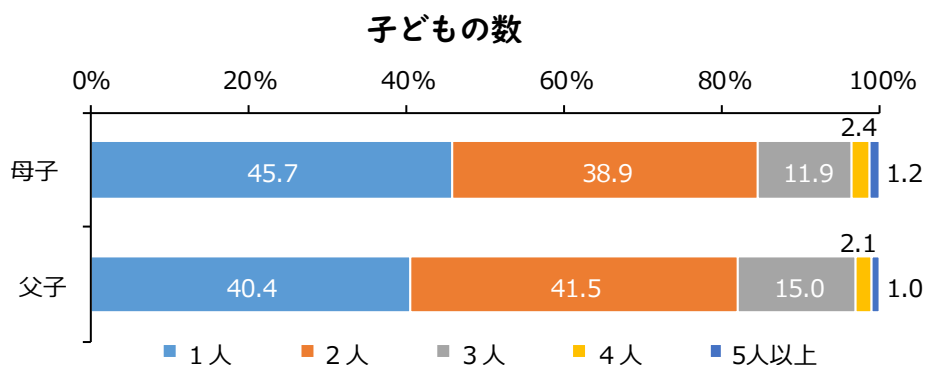
父子世帯の父の年齢は、「45～49歳」（28.4%）が最も多く、次いで「40～44歳」（23.7%）となり、40歳代（52.1%）だけで5割以上となっています。

前回から、年齢構成に大きな変化は見られないものの、母子世帯の母は20歳代の割合が増加（20～24歳+0.6ポイント、25～29歳+0.8ポイント）、父子家庭の父も20歳台後半から30歳代前半の割合が増加（25～29歳+1.7ポイント、30～34歳+2.2ポイント）しており、若年層に増加の傾向がみられます。



② 子どもの数

前回から比べ、母子世帯で「2人」「3人」の割合が微減し、「1人」の割合が増加（+1.5ポイント）となっています。父子世帯では「2人」が最も多いものの、「3人」の割合が増加（+1.9ポイント）となっています。



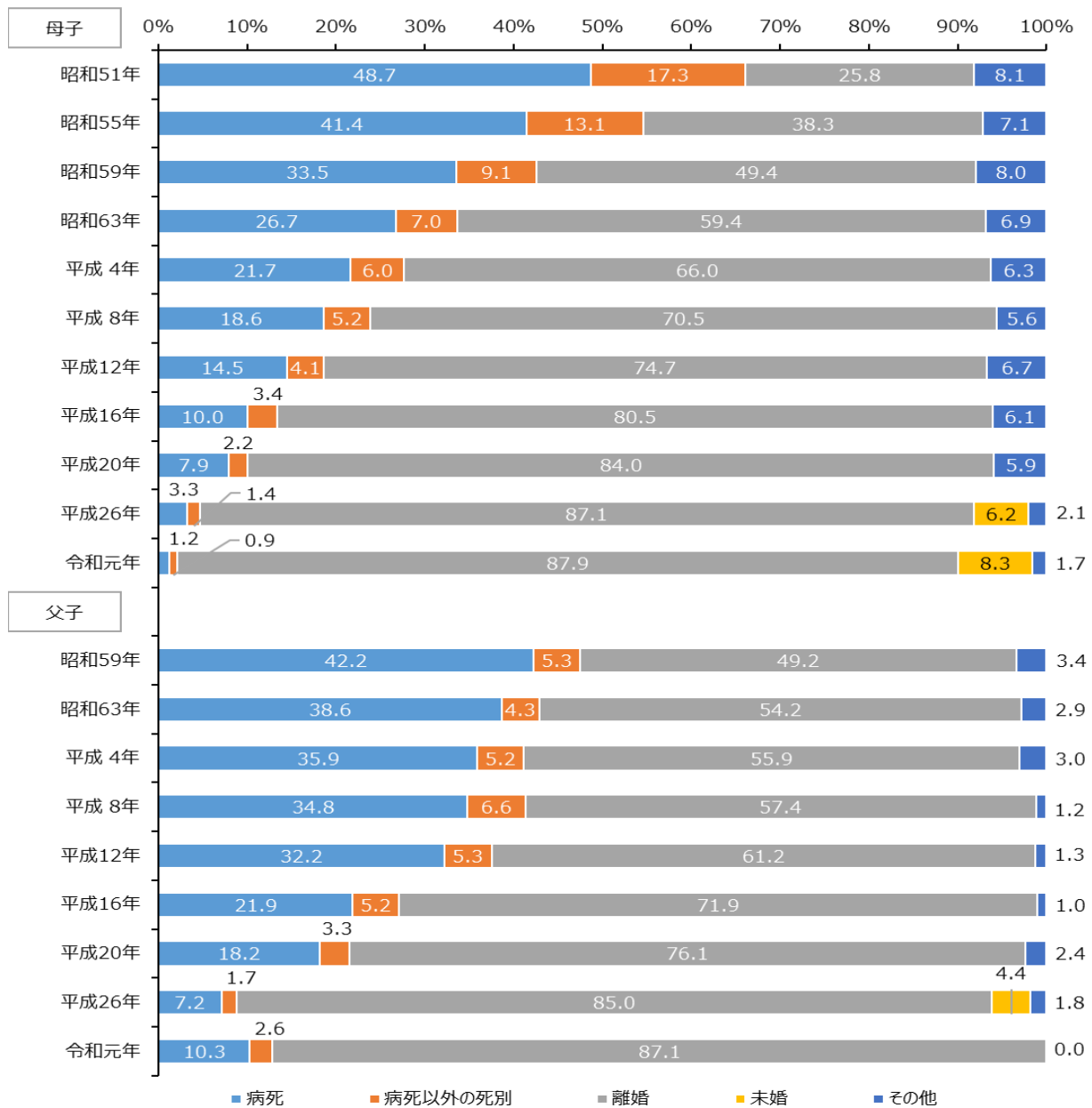
(2) ひとり親世帯になった当時の状況

① ひとり親世帯になった原因

両世帯区分で「離婚」の割合が増加傾向にあり、母子世帯が87.9%（前回から+0.8ポイント）、父子世帯が87.1%（前回から+7.1ポイント）と多数を占めています。

一方、両世帯区分で「死別」（病死、病死以外の死別）の割合が減少傾向にあり、母子世帯が2.1%（前回から-2.6ポイント）、父子世帯が12.9%（前回から-5.7ポイント）となっています。

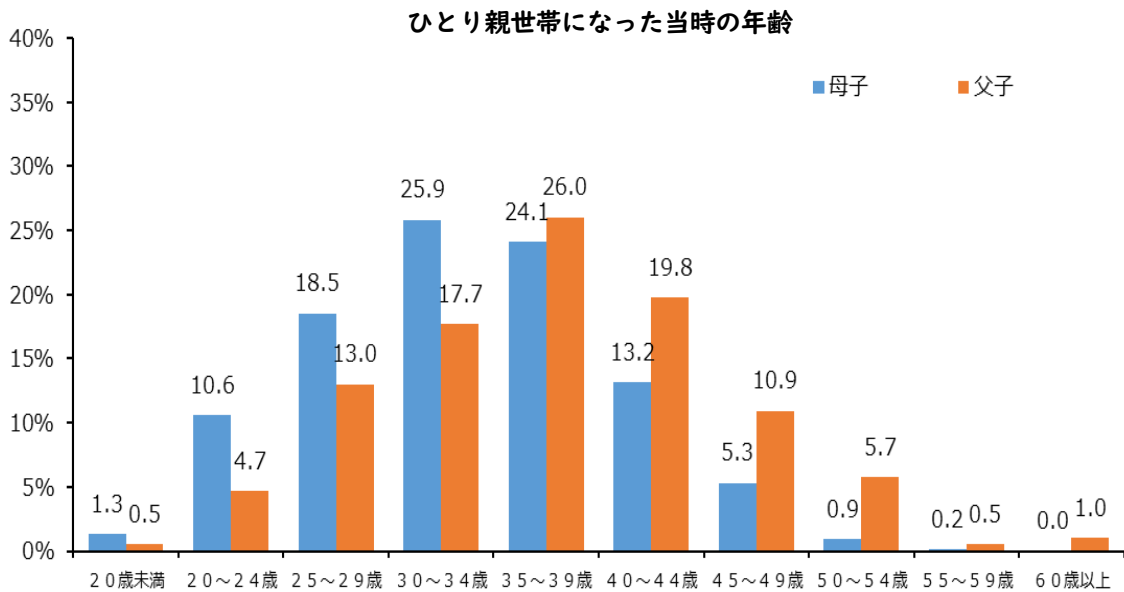
ひとり親世帯になった原因



病死以外の死別…交通事故死、その他の死亡 その他…遺棄、生死不明、未婚、DV(配偶者からの暴力)ほか

② 当時の年齢

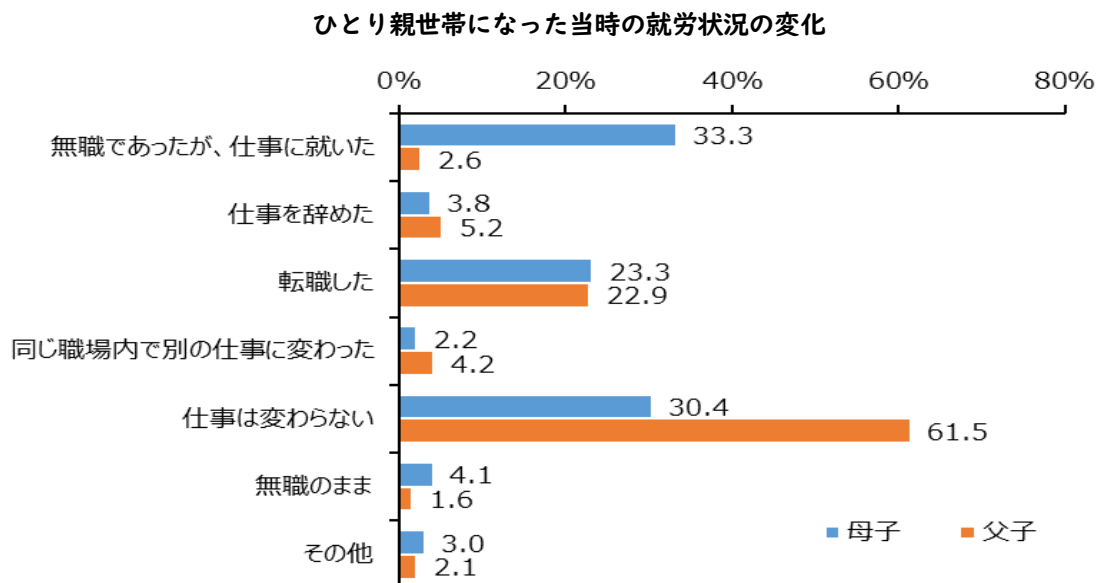
ひとり親世帯になった年齢は、母子世帯は「30～34歳」（25.9%）が最も多くなっています。父子世帯は「35～39歳」（26.0%）が最も多くなっています。次いで母子世帯が「35～39歳」（24.1%）、父子世帯が「40～44歳」（19.8%）となっており、母子世帯では20～34歳以下（55.0%）が過半数を占め、父子世帯に比べ、20歳代から30歳代前半でひとり親家庭になった割合が高くなっています。



③ 当時の就労状況の変化

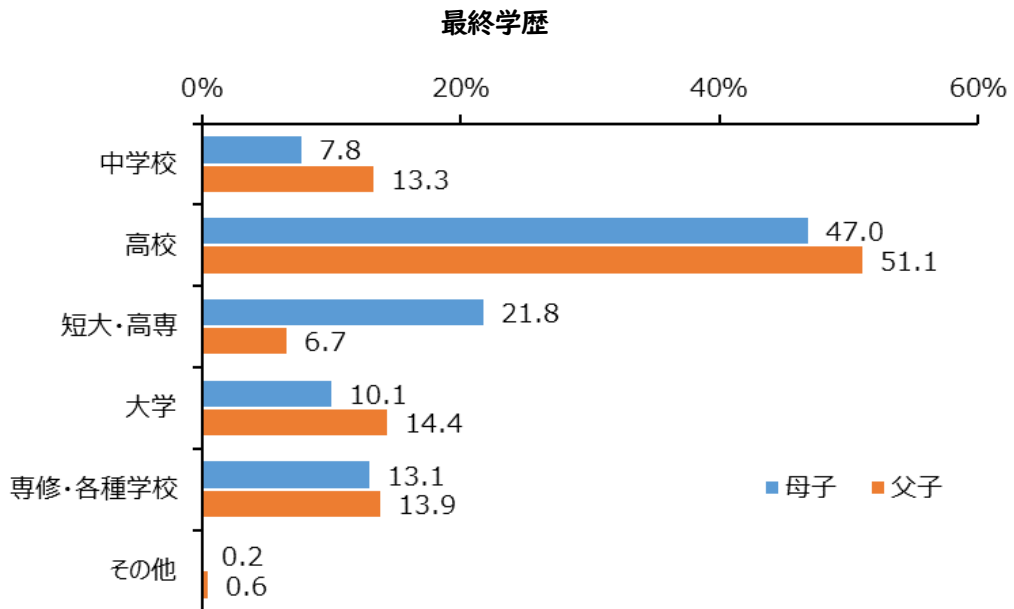
母子世帯は「無職であったが、仕事に就いた」（33.3%）が最も多く、次いで「仕事は変わらない」（30.4%）となっています。

父子世帯は、「仕事は変わらない」（61.5%）が最も多く、次いで「転職した」（22.9%）となっています。



④ 最終学歴

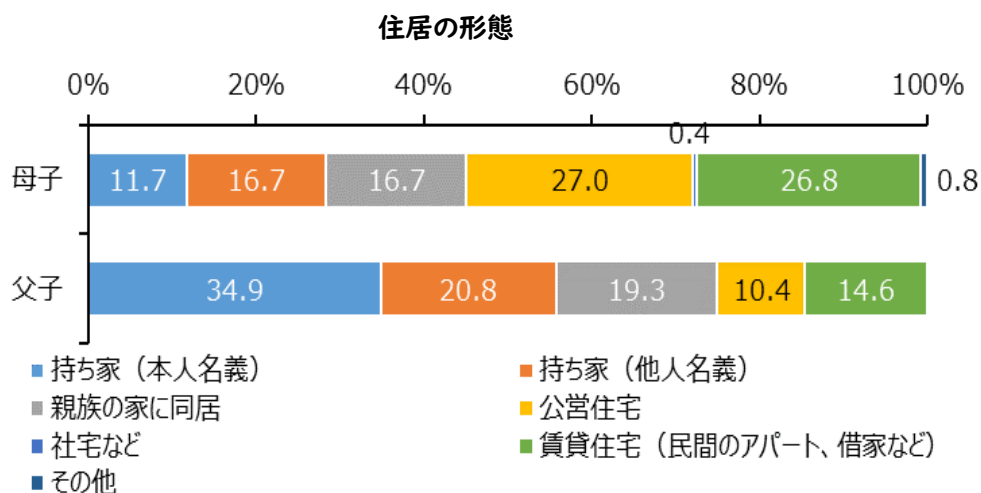
両世帯区分で「高校」(母子世帯 47.0%、父子世帯 51.1%) が最も多く 5 割程度を占め、次いで、母子世帯は「短大・高専」(21.8%)、父子世帯は「大学」(14.4%) の割合が高くなっています。



(3) 住居の状況

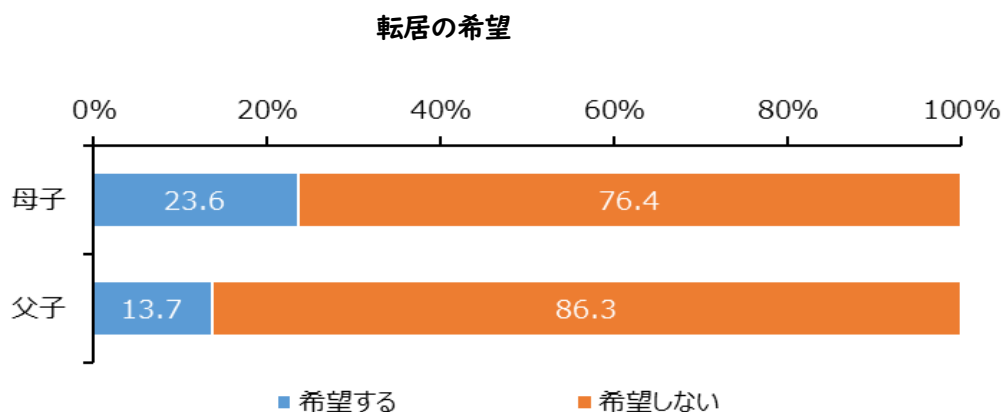
① 住居の形態

寡婦、父子世帯は「持ち家」が最も多く、過半数を占めているのに対し、母子世帯では「借家」、「公営住宅」の合計割合が過半数を占め、賃貸住宅の割合が高くなっています。



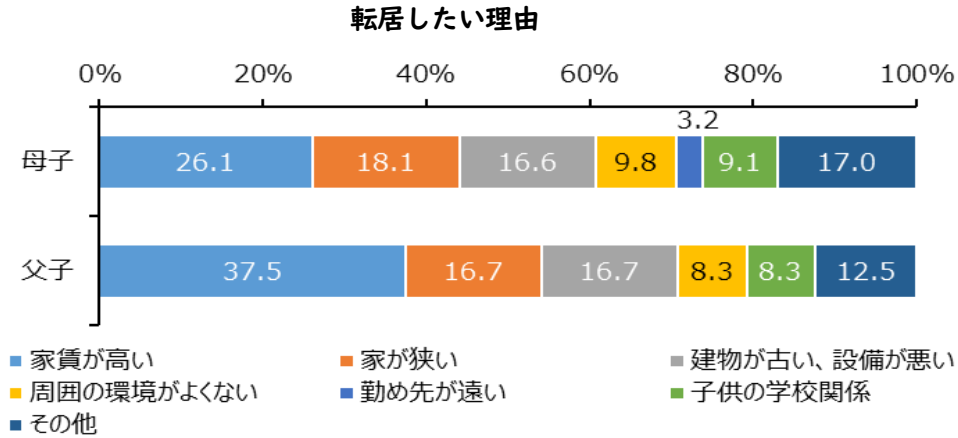
② 転居の希望

両世帯区分で「希望しない」（母子世帯 76.4%、父子世帯 86.3%）が8割程度となっています。



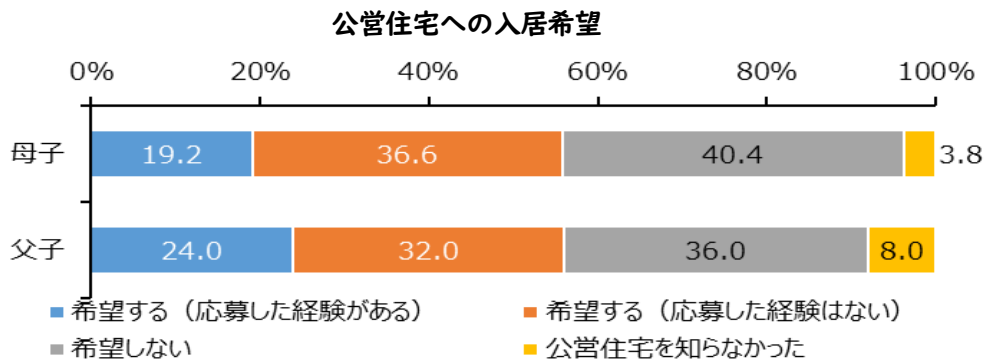
③ 転居したい理由（転居希望がある方のみ回答）

両世帯区分で「家賃が高い」（母子世帯 26.1%、父子世帯 37.5%）が最も多くなっています。



④ 公営住宅への入居希望（転居希望がある方のみ回答）

両世帯区分ともに、「希望する（応募した経験がある）」と「希望する（応募した経験はない）」の合計（母子世帯 55.8%、父子世帯 56.0%）が5割を超えています。



(4) 就労の状況

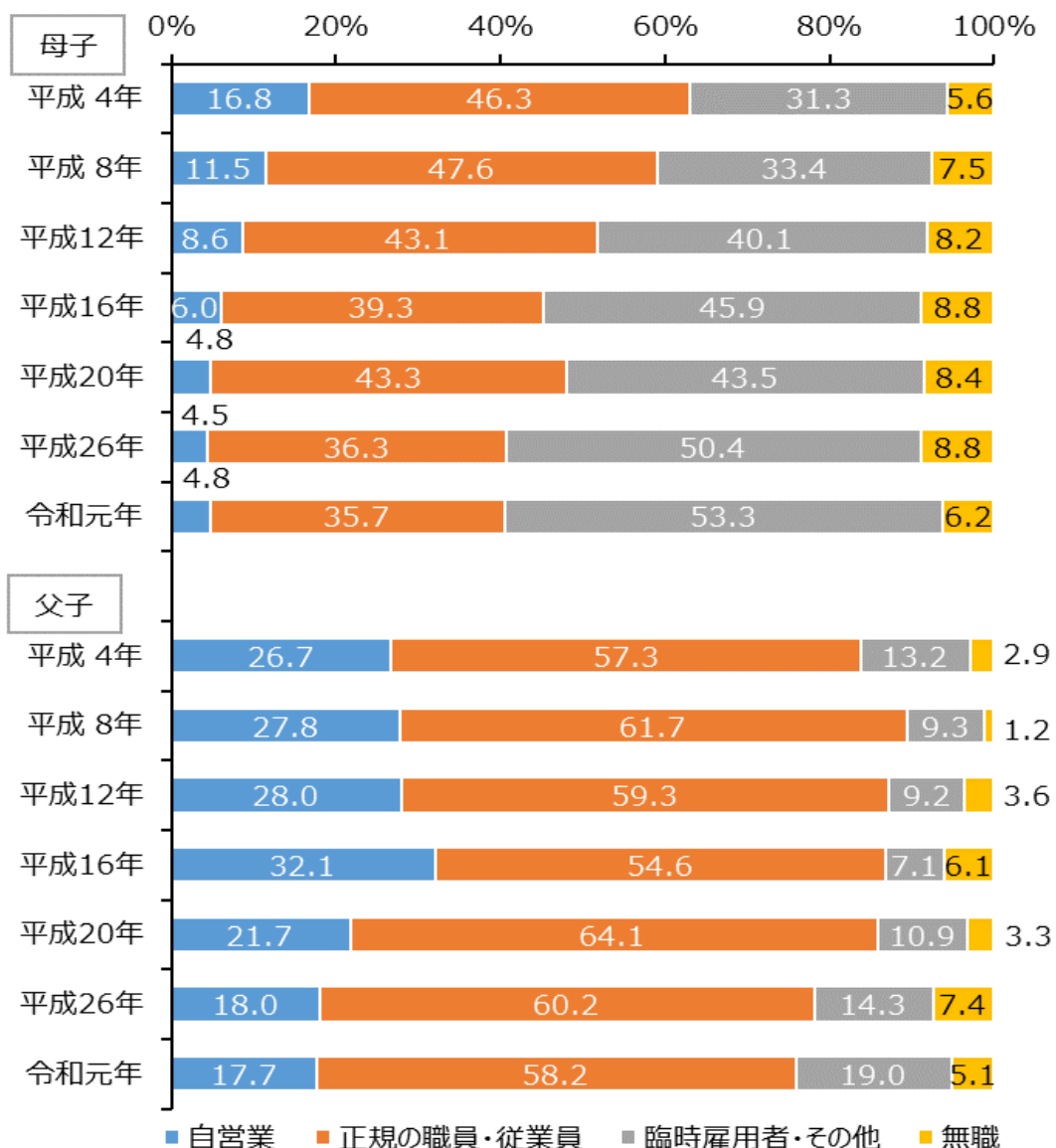
① 現在の仕事の勤務形態

母子世帯は「臨時雇用者・その他」(53.3%)が最も多く、次いで「正規の職員・従業員」(35.7%)となっています。父子世帯は「正規の職員・従業員」(58.2%)が6割弱程度と多数を占め、以下、「臨時雇用者・その他」(19.0%)、自営業(17.7%)の順となっています。

前回から両世帯区分で「正規の職員・従業員」の割合が減少(母子世帯-0.6ポイント、父子世帯-2.0ポイント)し、「臨時雇用者・その他」の割合が増加(母子世帯+2.9ポイント、父子世帯+4.7ポイント)しています。

「無職」の割合は、母子世帯が6.2%(前回から-2.6ポイント)、父子世帯が5.1%(前回から-2.3ポイント)と減少しています。

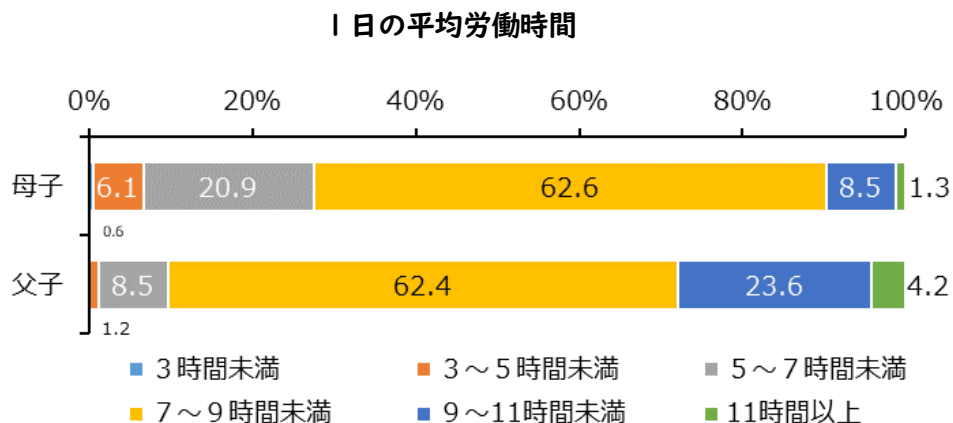
現在の仕事の勤務形態



② 1日の平均労働時間

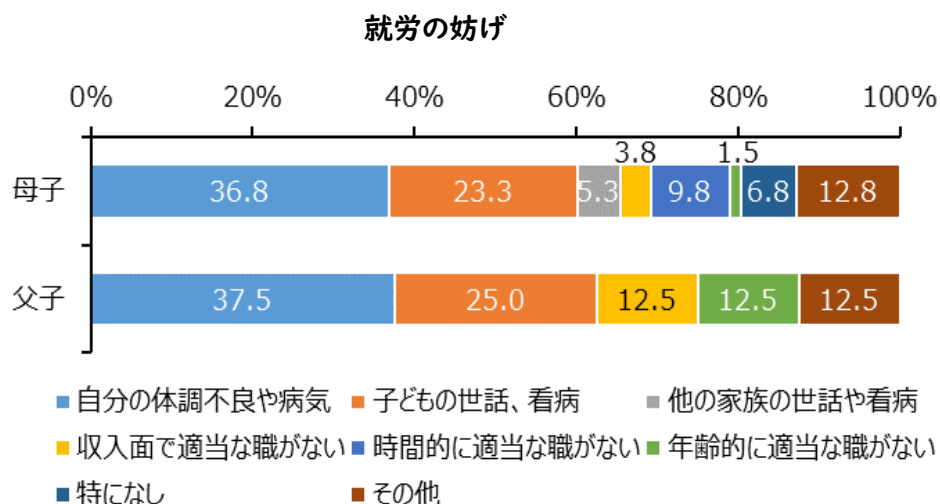
両世帯区分で「7～9時間未満」（母子世帯 62.6%、父子世帯 62.4%）が6割超を占め最も多く、次いで母子世帯では「5～7時間未満」（20.9%）、父子世帯では「9～11時間未満」（23.6%）となっています。特に、父子世帯の9割超が7時間以上となっています。

また、帰宅時間は両世帯区分で「18時～20時より前までの間」（母子世帯 47.4%、父子世帯 47.0%）が5割程度となっています。



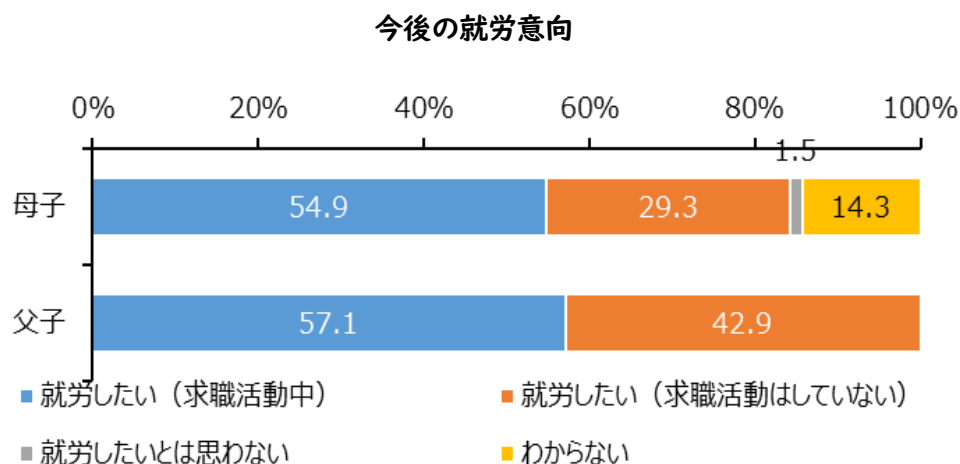
③ 無職の理由（就労の妨げ）（①現在の仕事の勤務形態で「無職」と回答した方）

両世帯区分で「自分の体調不良や病気」（母子世帯 36.8%、父子世帯 37.5%）が最も多く、次いで「子どもの世話、看病」（母子世帯 23.3%、父子世帯 25.0%）となっています。



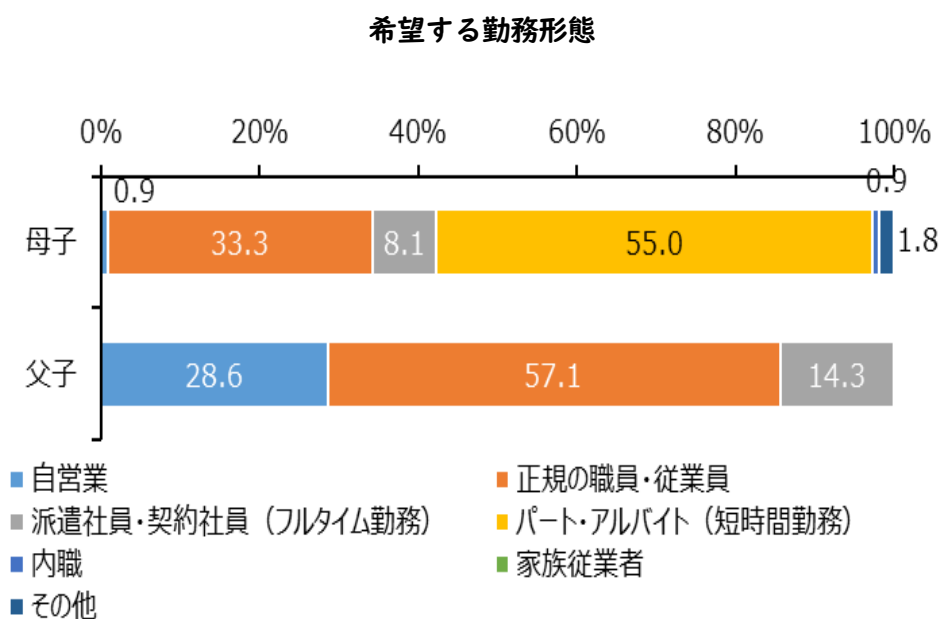
④ 今後の就労意向（①現在の仕事の勤務形態で「無職」と回答した方）

両世帯区分で「就労したい（求職活動中）」（母子世帯 54.9%、父子世帯 57.1%）、
「就労したい（求職活動はしていない）」（母子世帯 29.3%、父子世帯 42.9%）とな
っており、無職の方の8割強に就労の意向があります。



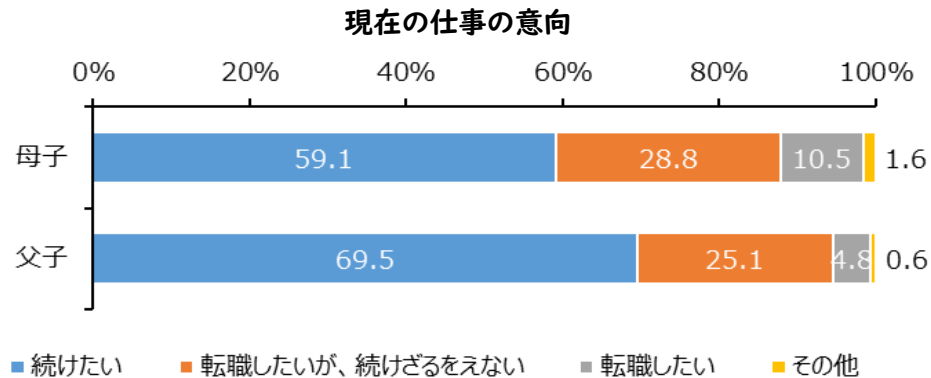
⑤ 希望する勤務形態（④で就労したいと回答した方）

母子世帯は「パート・アルバイト（短時間勤務）」（55.0%）が最も多く、次いで
「正規の職員・従業員」（33.3%）となっています。父子世帯は「正規の職員・従業
員」（57.1%）が6割程度と最も多く、次いで「自営業」（28.6%）となっています。



⑥ 現在の仕事の意向

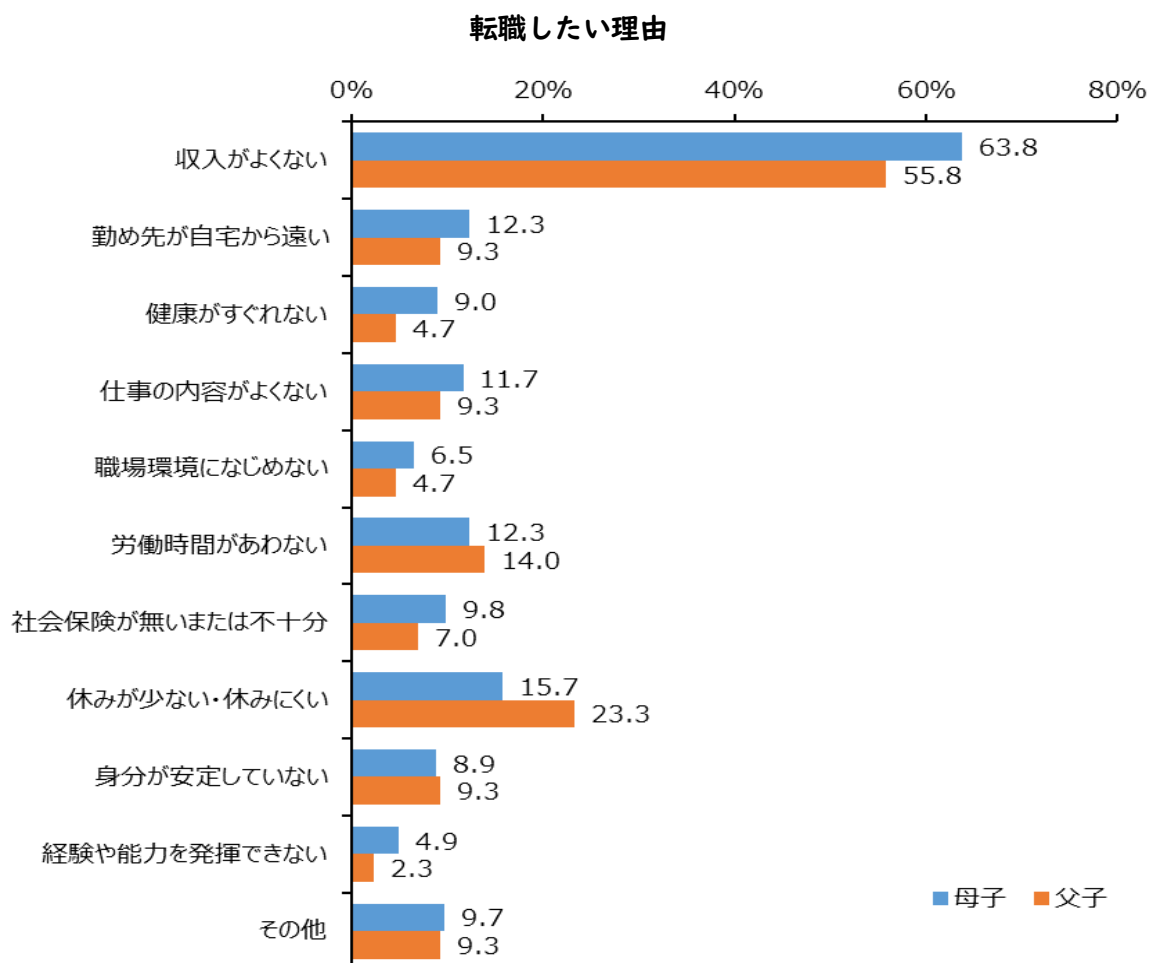
両世帯区分で、「続けたい」（母子世帯 59.1%、父子世帯 69.5%）が6～7割程度で、前回から増加しています。



⑦ 転職したい理由

（⑥で「転職したい」「転職したいが、続けざるをえない」を回答した方）

両世帯区分で「収入がよくない」（母子世帯 63.8%、父子世帯 55.8%）が最も多く、次いで「休みが少ない・休みにくい」（母子世帯 15.7%、父子世帯 23.3%）となっています。

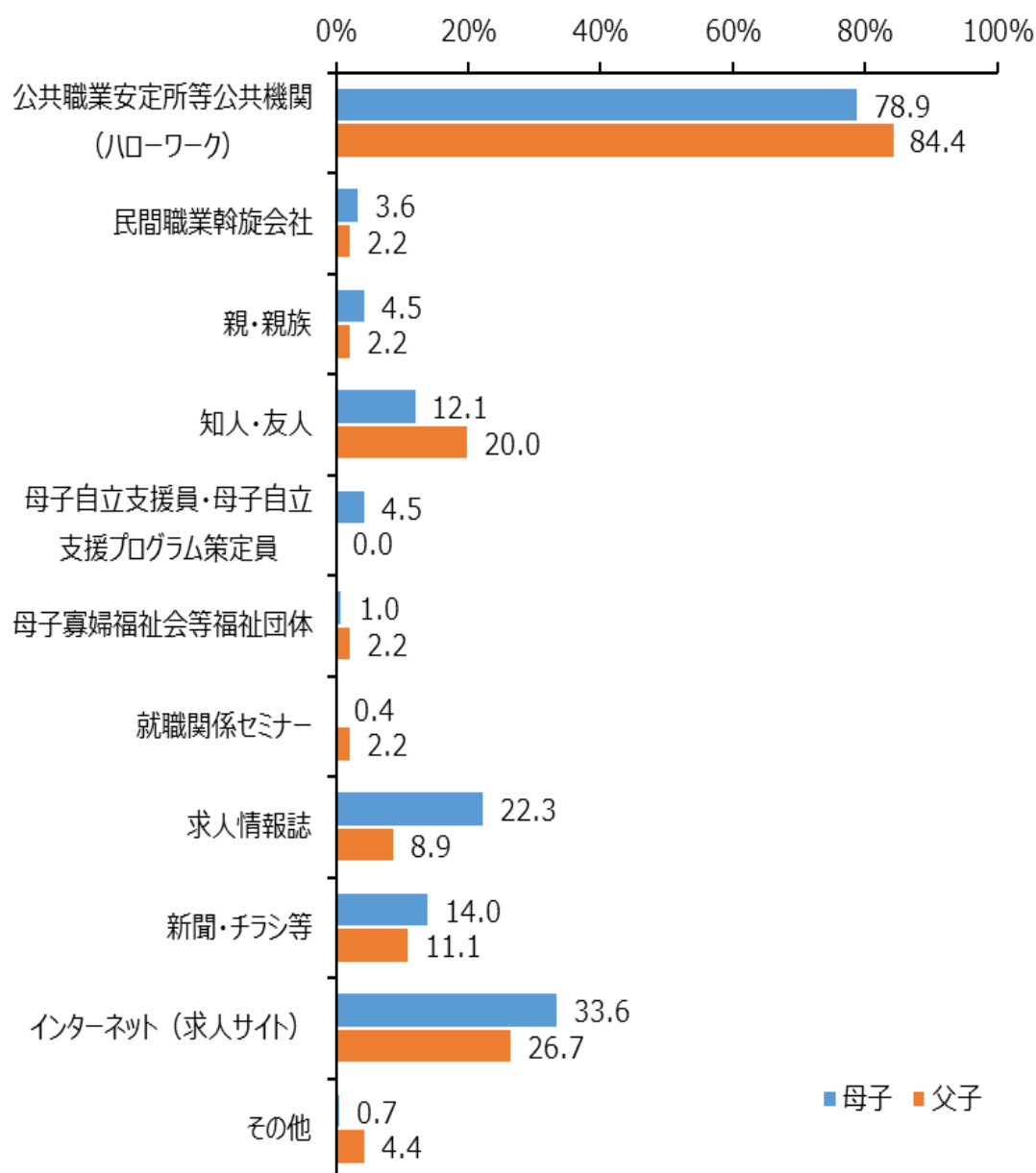


⑧ 就職先を探す方法や相談相手

(⑥で「転職したい」「転職したいが、続けざるをえない」を回答した方)

両世帯区分で「公共職業安定所等公共機関(ハローワーク)」(母子世帯 78.9%、父子世帯 84.4%)が8割程度と最も多く、次いで「インターネット(求人サイト)」(母子世帯 33.6%、父子世帯 26.7%)となっています。また、母子世帯では「求人情報誌」(22.3%)、父子世帯では「知人・友人」(20.0%)の割合が他方の世帯より高くなっています。

就職先を探す方法や相談相手

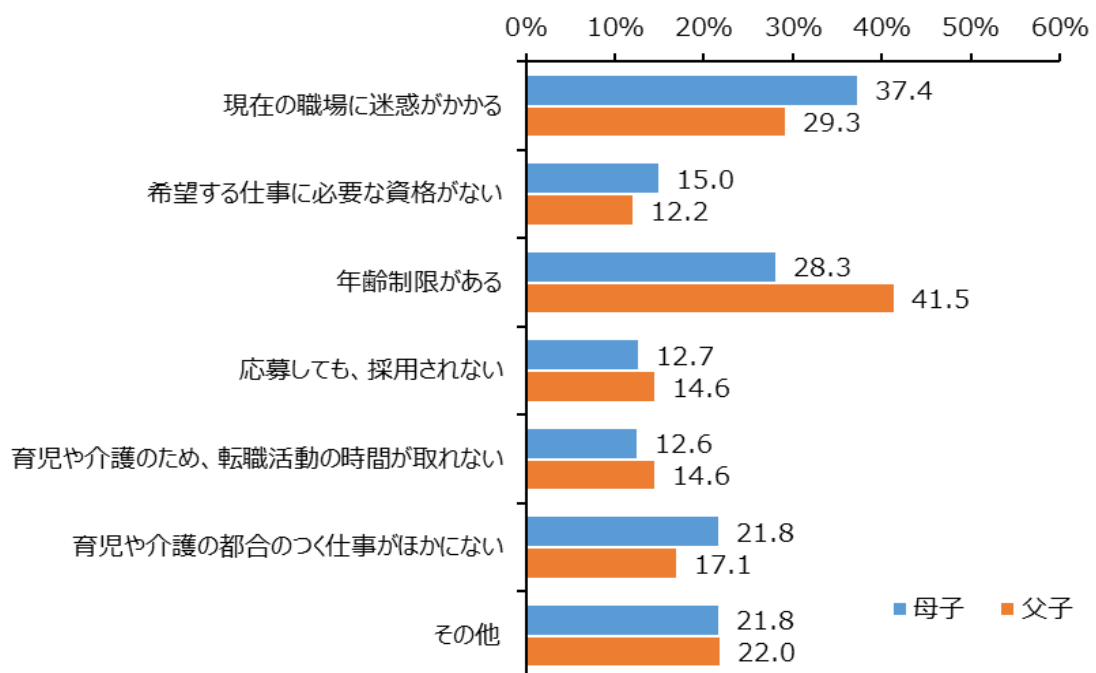


⑨ 現在の仕事を続けざるをえない理由

(⑥で「転職したいが、続けざるをえない」を回答した方)

母子世帯は「現在の職場に迷惑がかかる」(37.4%)が最も多く、次いで「年齢制限がある」(28.3%)の順となっています。父子世帯は「年齢制限がある」(41.5%)が最も多く、次いで「現在の職場に迷惑がかかる」(29.3%)の順となっています。

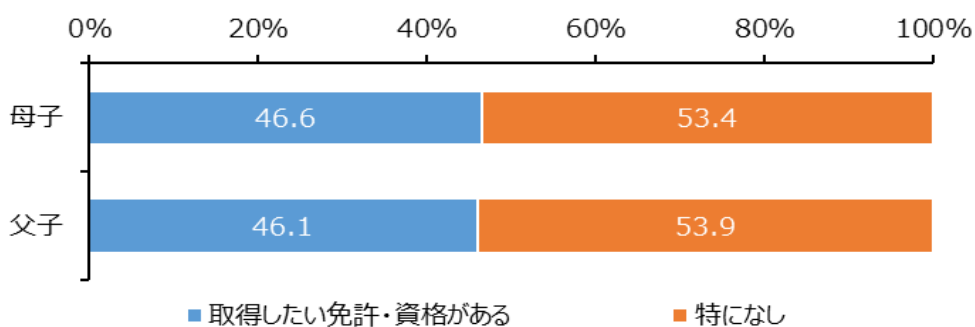
現在の仕事を続けざるをえない理由



⑩ 今後取得したい資格・免許

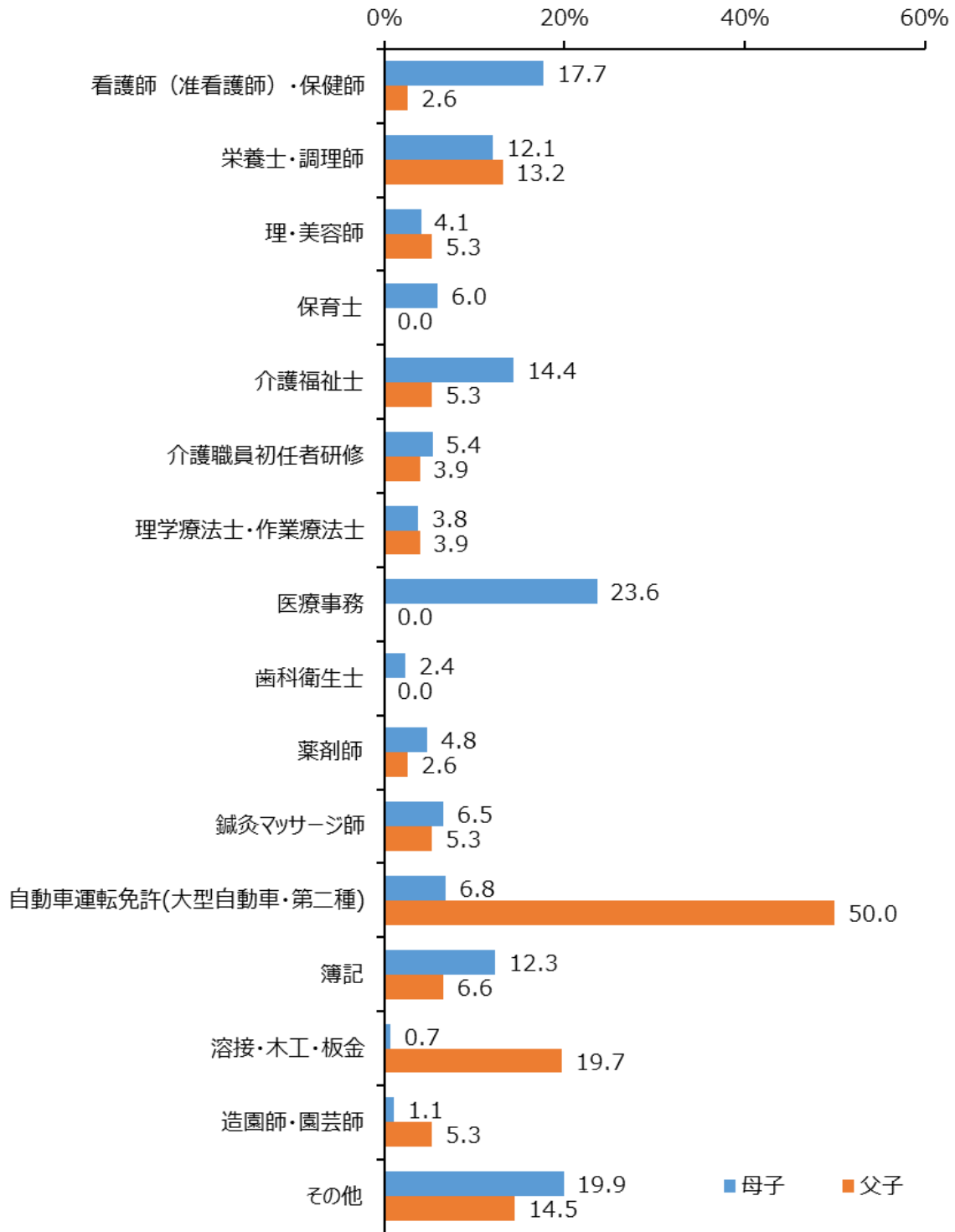
両世帯区分で「取得したい資格・免許がある」(母子世帯46.6%、父子世帯46.1%)と「特になし」(母子世帯53.4%、父子世帯53.9%)が同程度となっています。

今後取得したい資格・免許の有無



また、取得したい資格・免許は、母子世帯では「医療事務」（23.6%）、父子世帯では「自動車運転免許（大型自動車・第二種）」（50.0%）が最も多くなっています。

今後取得したい資格・免許

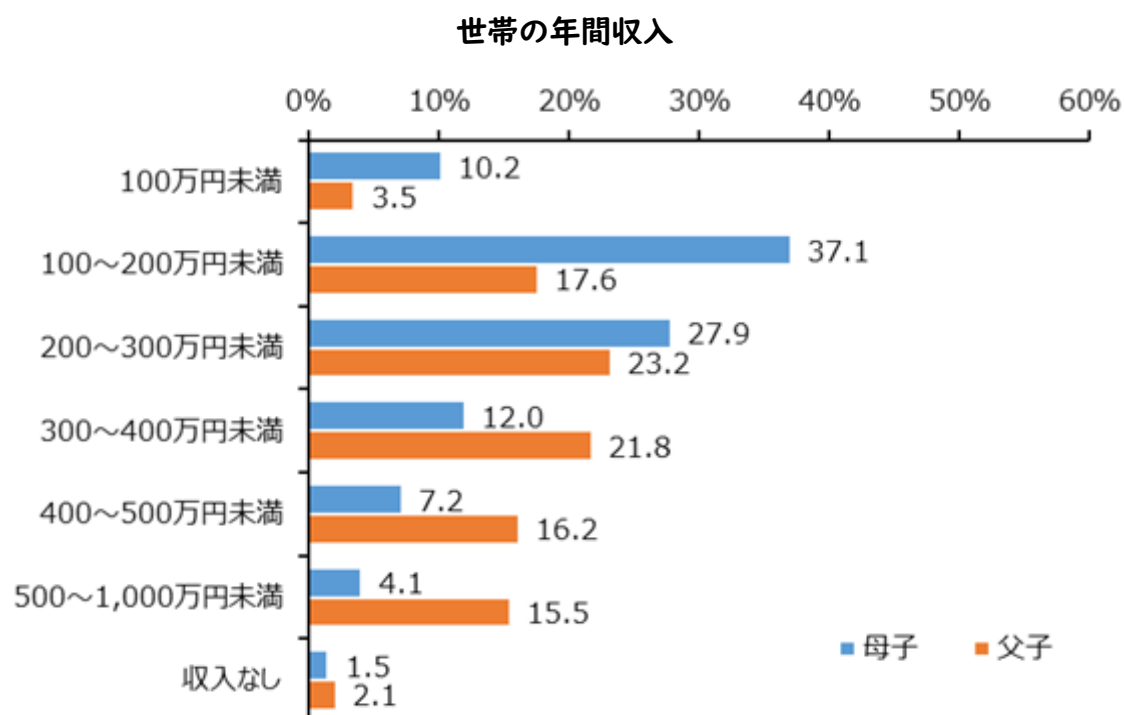


(5) 家計の状況

① 世帯の年間収入

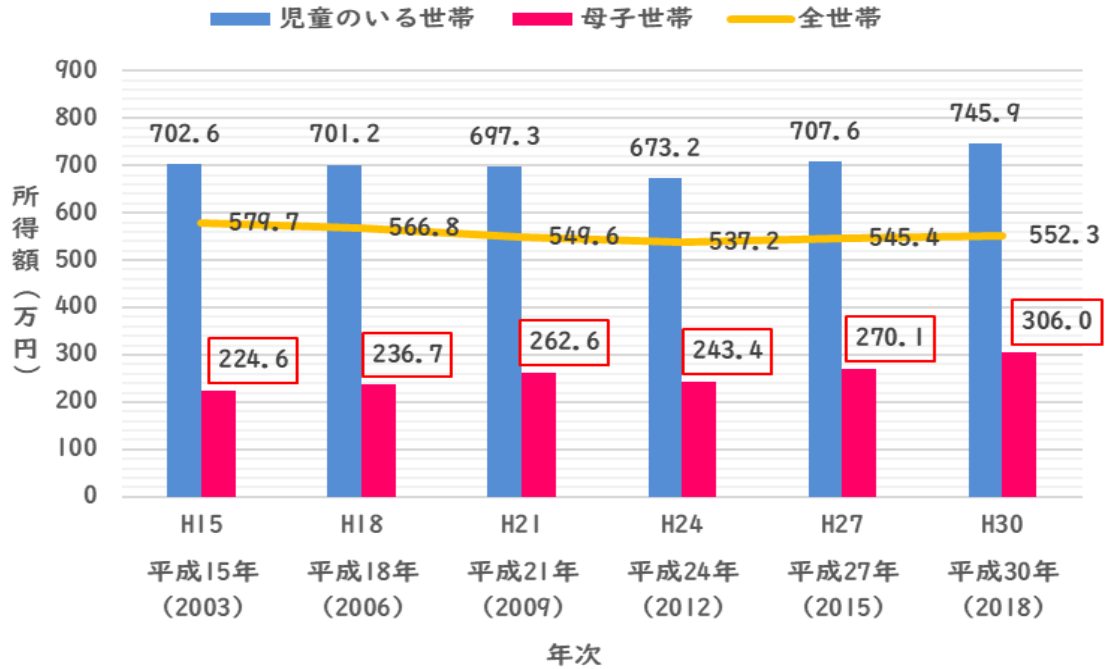
母子世帯は「100～200万円未満」(37.1%)が最も多く、次いで「200～300万円未満」(27.9%)となっている。父子世帯は「200～300万円未満」(23.2%)が最も多く、次いで「300～400万円未満」(21.8%)となっています。

母子世帯の年間収入は父子世帯に比べて全体的に低い結果となっています。



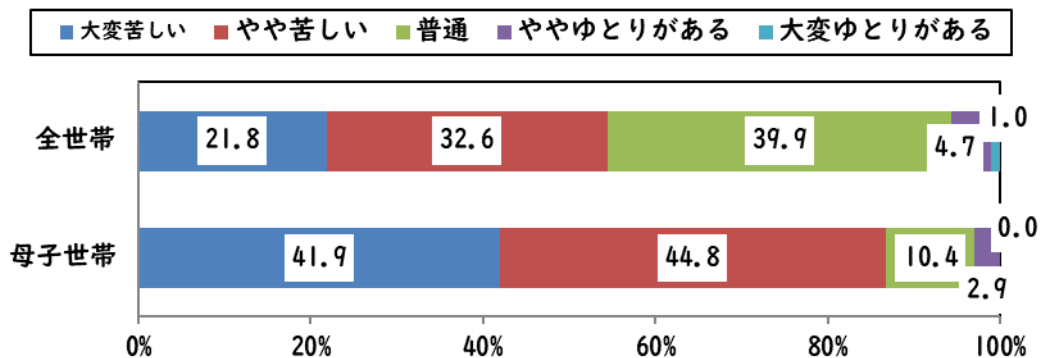
また、「国民生活基礎調査(2019年)」によると、平成30年における全世帯の平均所得は552.3万円であるのに対し、母子世帯は306万円となっており、これは、全世帯の55.4%、また児童のいる世帯745.9万円の41.0%と非常に低い状況となっています(次ページ)。

世帯当たりの平均所得の推移



また、国民生活基礎調査（令和元年）によると、生活意識は、全世帯と比較して、母子世帯の方が苦しいと感じている割合が高くなっています。

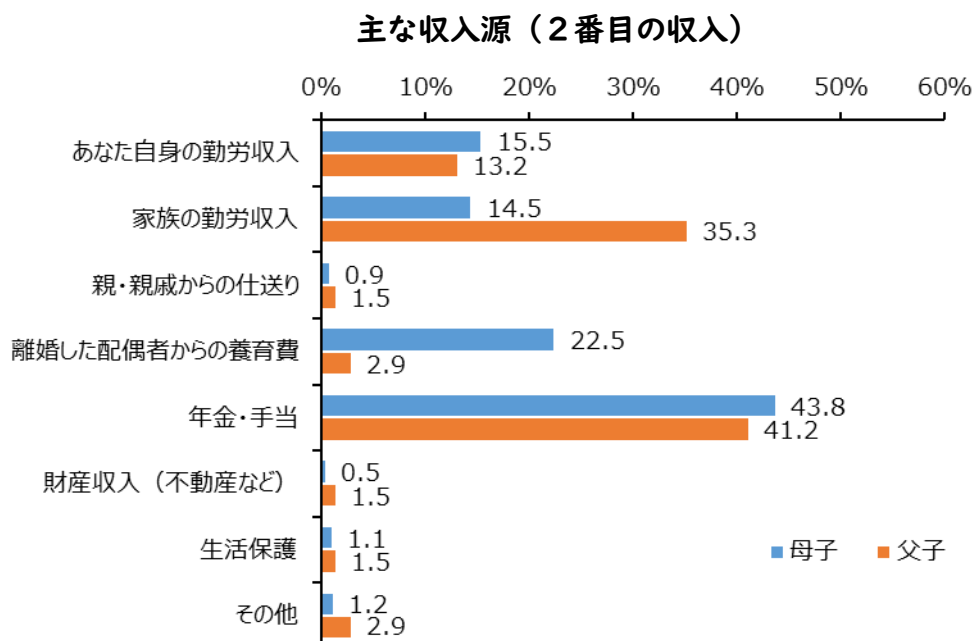
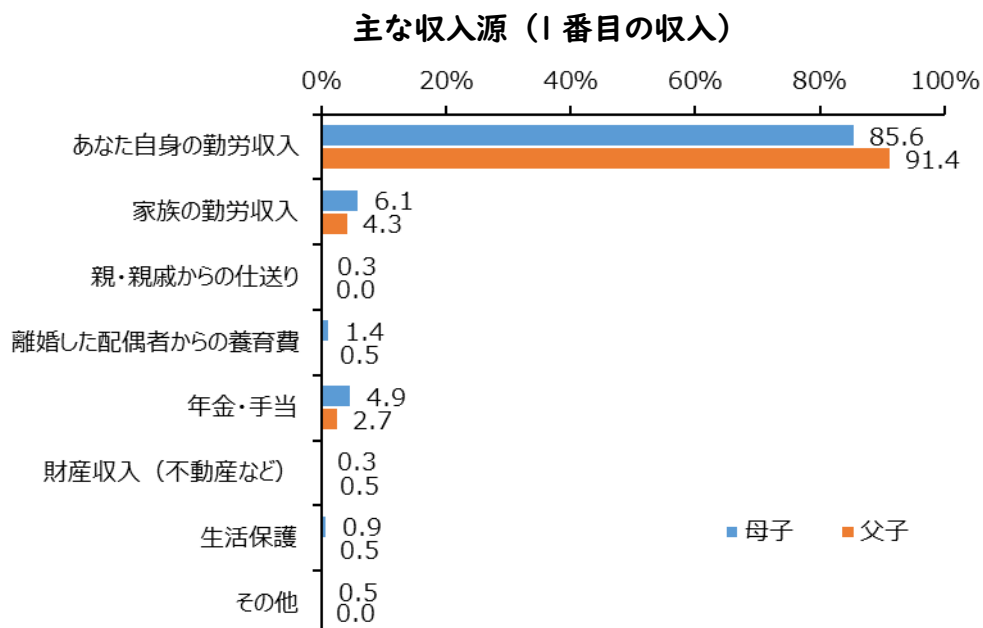
生活意識の状況



② 主な収入源

両世帯区分で「あなた自身の勤労収入」（母子世帯 85.6%、父子世帯 91.4%）が9割程度と多数を占めています。

2番目の収入では両世帯区分で「年金・手当」（母子世帯 43.8%、父子世帯 41.2%）が最も多くなっていて、母子世帯では父子世帯に比べて「離婚した配偶者からの養育費」（22.5%）の割合が高くなっています。



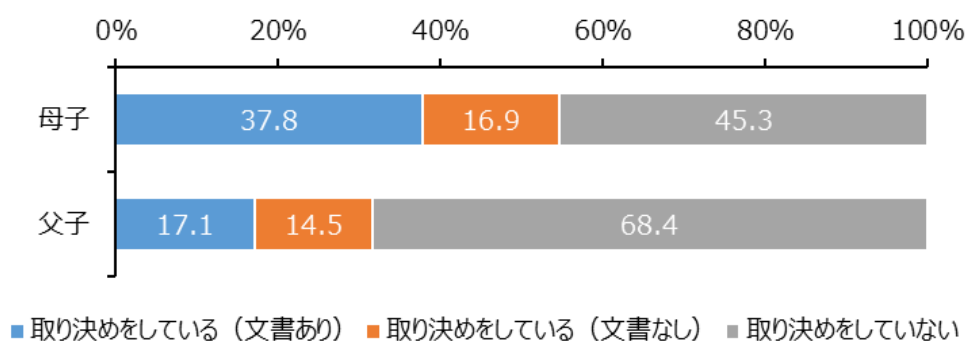
(6) 養育費の状況

① 養育費の取り決め状況

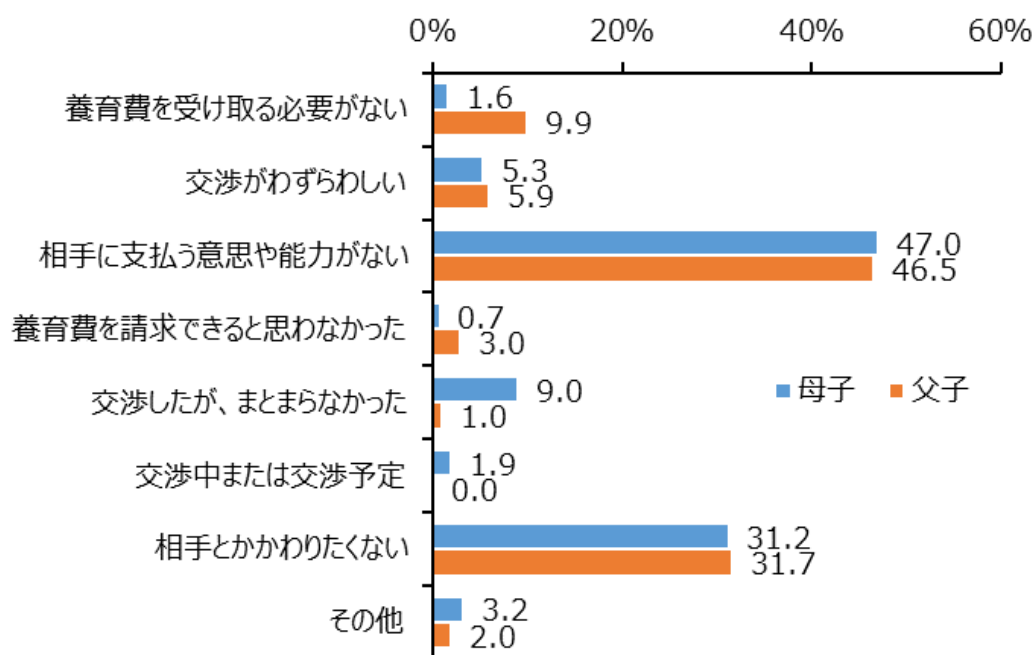
養育費の取り決めをしている方（「取り決めをしている（文書あり）」、「取り決めをしている（文書なし）」の合計の割合は、母子世帯で54.7%、父子世帯では31.6%となっていて、前回より母子世帯で4.1ポイント、父子世帯では12.7ポイント増加しました。

取り決めをしていない場合の理由として、両世帯区分ともに「相手に支払う意思や能力がない」（母子世帯47.0%、父子世帯46.5%）が最も多く、次いで「相手とかかわりたくない」（母子世帯31.2%、父子世帯31.7%）となっています。父子世帯では「養育費を受け取る必要がない」（9.9%）の割合が母子世帯と比べて高くなっています。

養育費の取り決め



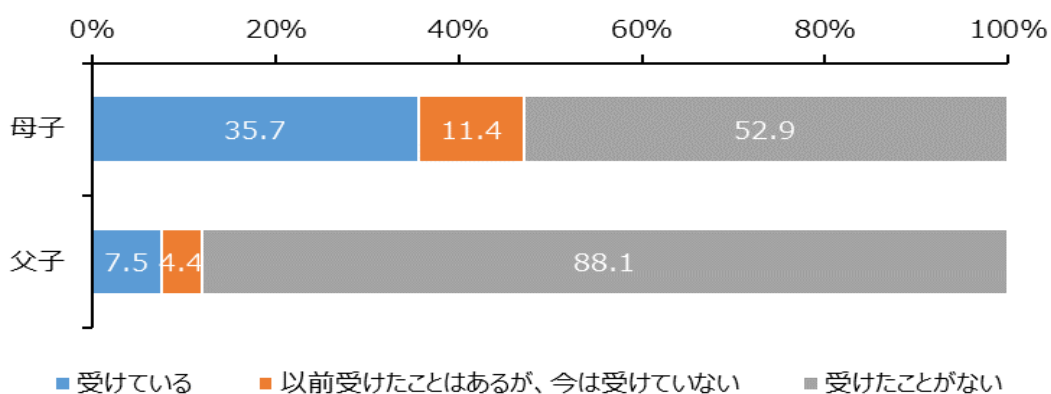
養育費の取り決めをしていない理由



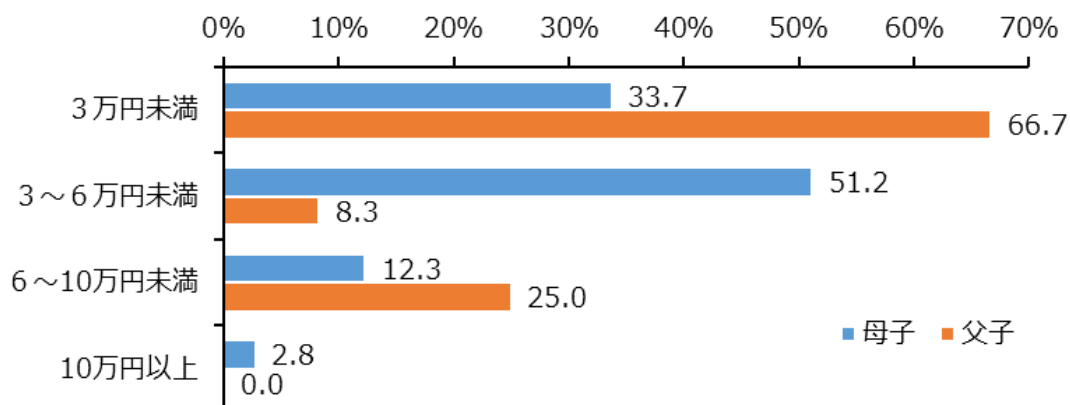
② 養育費の受給状況

養育費を受けている方は、母子世帯で 35.7%、父子世帯で 7.5%にとどまっております。その月額額は、母子世帯では「3～6万円未満」（51.2%）、父子世帯では「3万円未満」（66.7%）が最も多くなっています。

養育費の受給状況



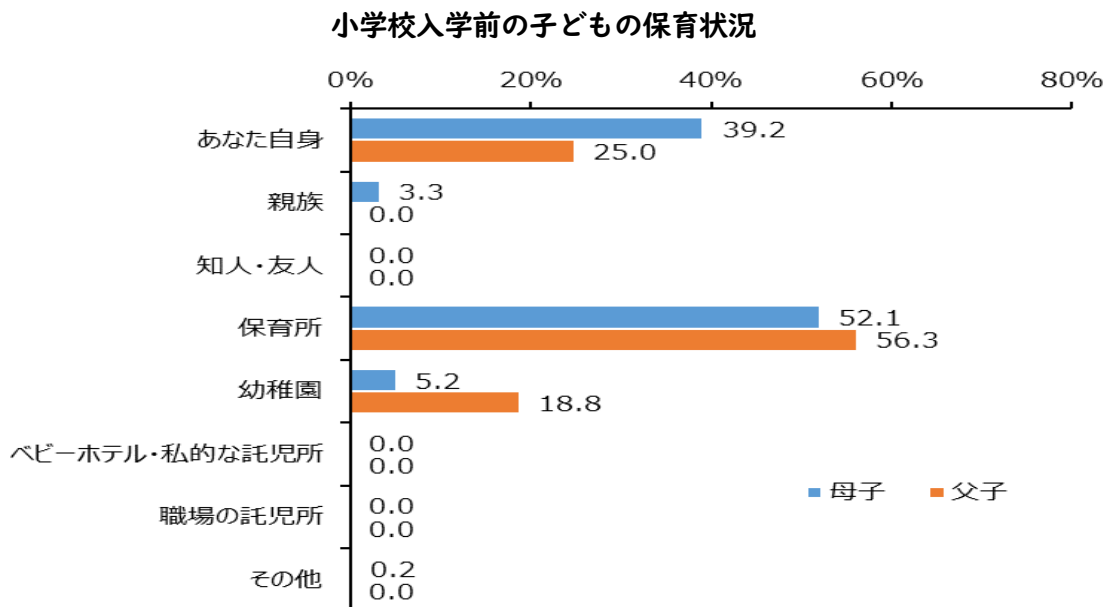
養育費の月額



(7) 子どもの養育

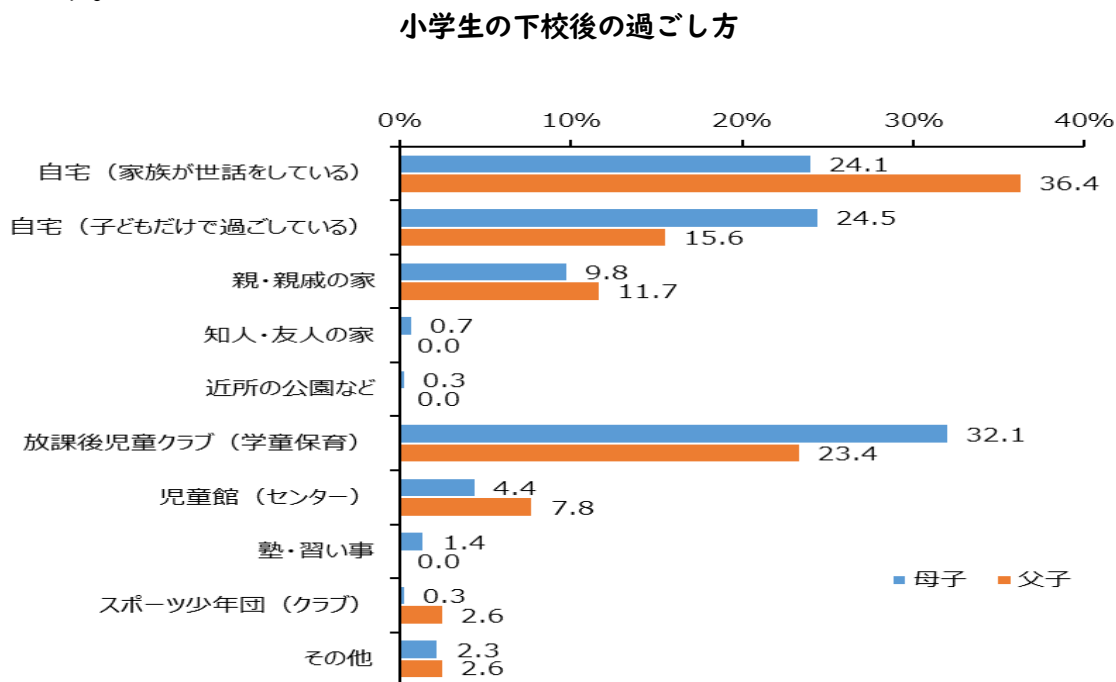
① 小学校入学前の子どもの保育状況

両世帯区分ともに「保育所」（母子世帯 52.1%、父子世帯 56.3%）が最も多く、次いで「あなた自身」（母子世帯 39.2%、父子世帯 25.0%）が多くなっています。



② 小学生の下校後の過ごし方

母子世帯は「放課後児童クラブ（学童保育）」（32.1%）が最も多く、父子世帯は「自宅（家族が世話をしている）」（36.4%）が最も多くなっています。母子世帯、父子世帯ともに自宅が多いですが、前回と同様で、母子世帯は子どもだけで過ごしている方が多く、父子世帯は家族が世話をしている方が多くなっています。

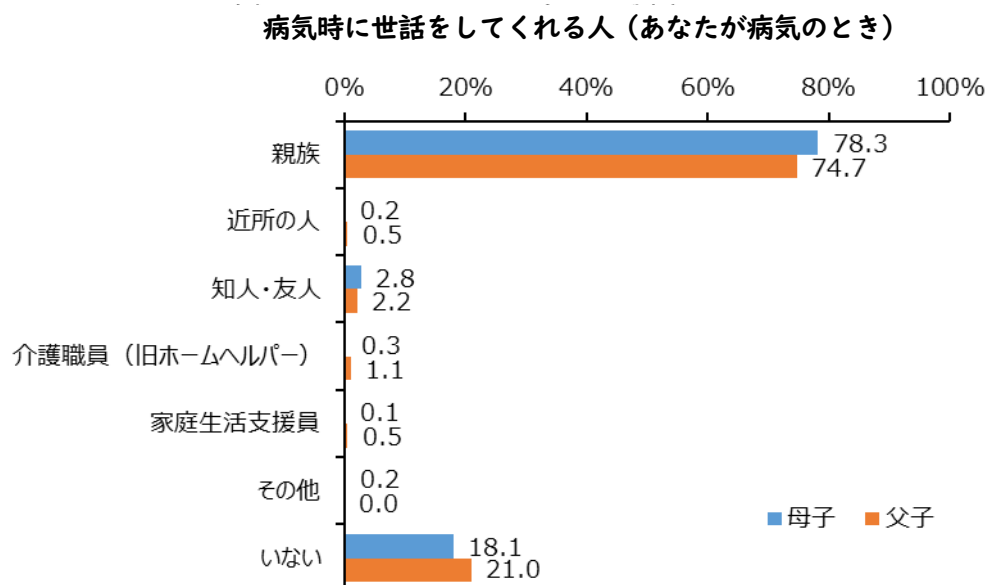


(8) 悩み・相談相手等

① 病気時に世話をしてくれる人

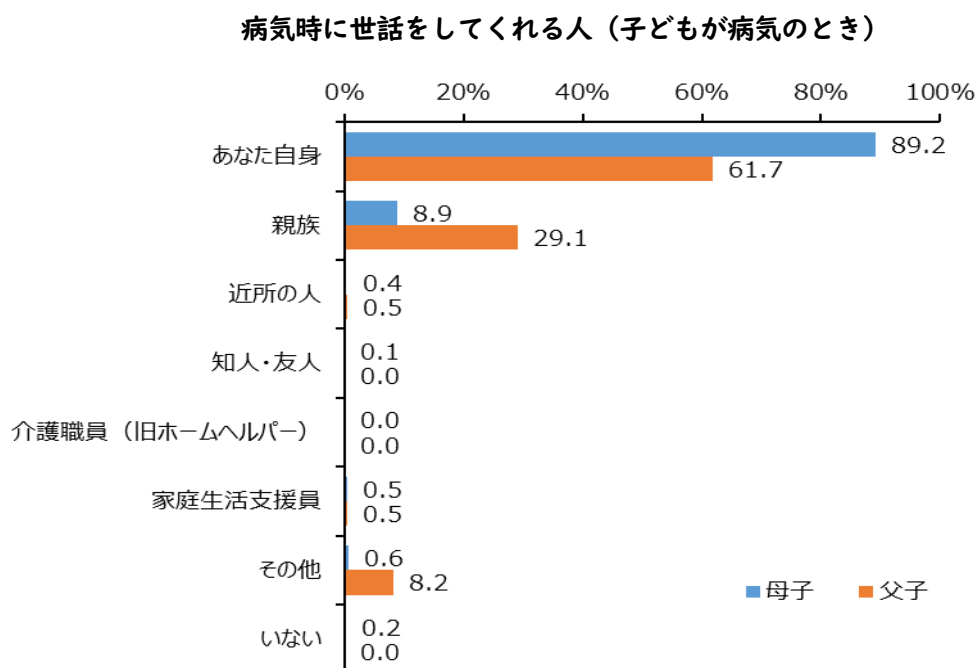
a あなたが病気の時

両世帯区分で「親族」(母子世帯 78.3%、父子世帯 74.7%) が最も多くなっていますが、「世話をしてくれる人がいない」方も母子世帯で 18.1%、父子世帯で 21.0%となっています。



b 子どもが病気の時

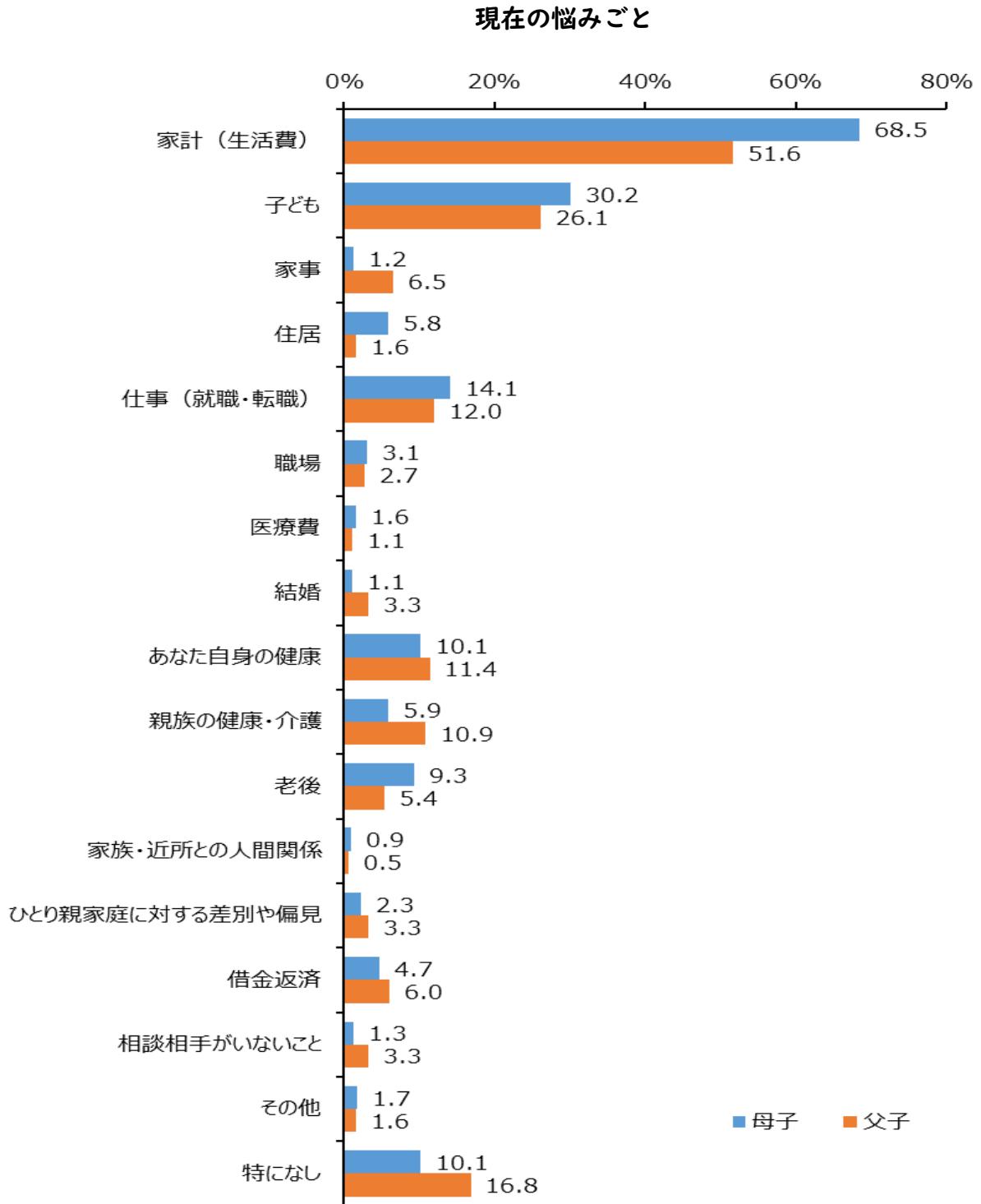
母子世帯では、「あなた自身」(89.2%) が9割程度と多数を占めています。父子世帯では、「あなた自身」(61.7%) が最も多く、次いで「親族」(29.1%) が3割程度を占めています。



② 現在の悩みごと

両世帯区分の8割超（母子世帯 89.9%、父子世帯 83.2%）で、現在悩みがあると回答しました。

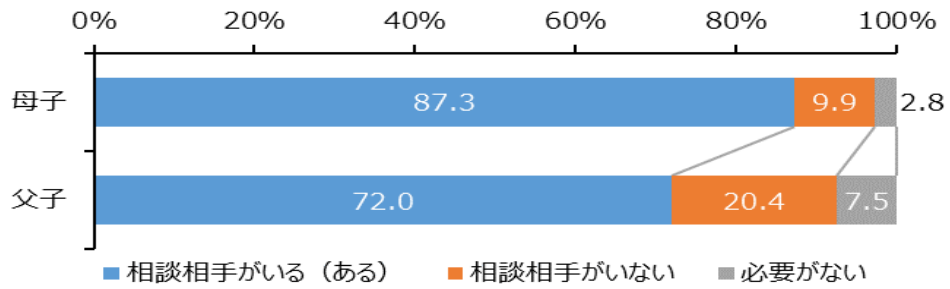
悩みごとの内容は、両世帯区分で「家計（生活費）」（母子世帯 76.3%、父子世帯 62.1%）が最も多く、次いで「子ども」（母子世帯 33.5%、父子世帯 31.4%）となっています。



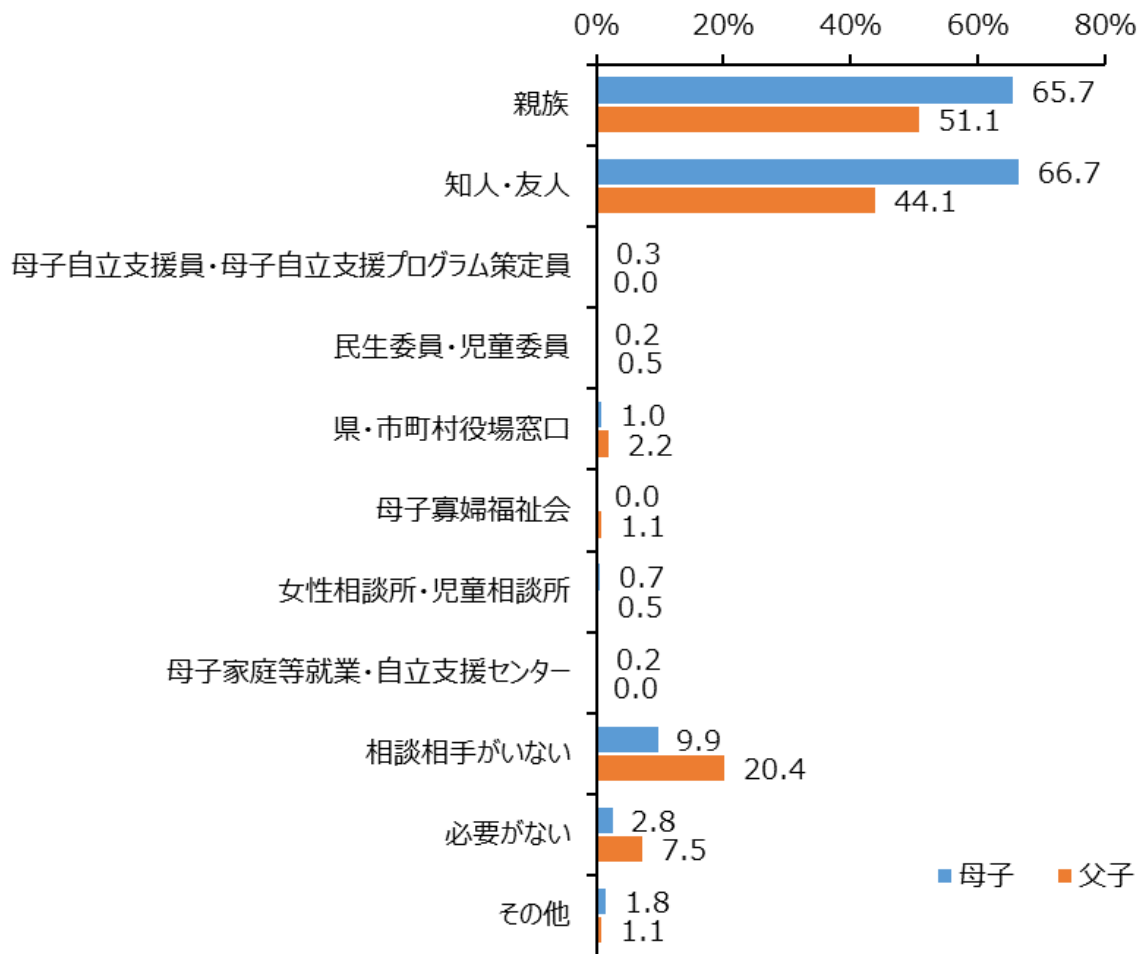
③ 悩みごとの主な相談相手

母子世帯で9割程度（87.3%）、父子世帯で7割超（72.0%）が、相談相手がいると回答しました。主な相談相手は、母子世帯では「知人・友人」（76.4%）が最も多く、父子世帯では「親族」（70.9%）が多くなっています。

悩みごとの相談相手の有無



悩みごとの相談相手



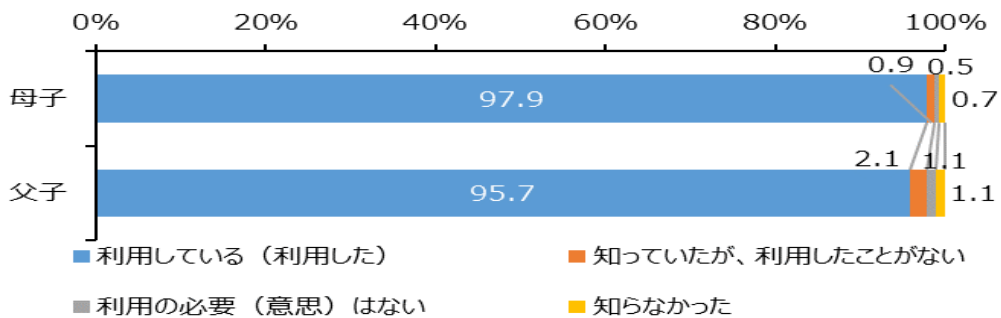
(9) 福祉制度等

① 福祉制度等の利用状況

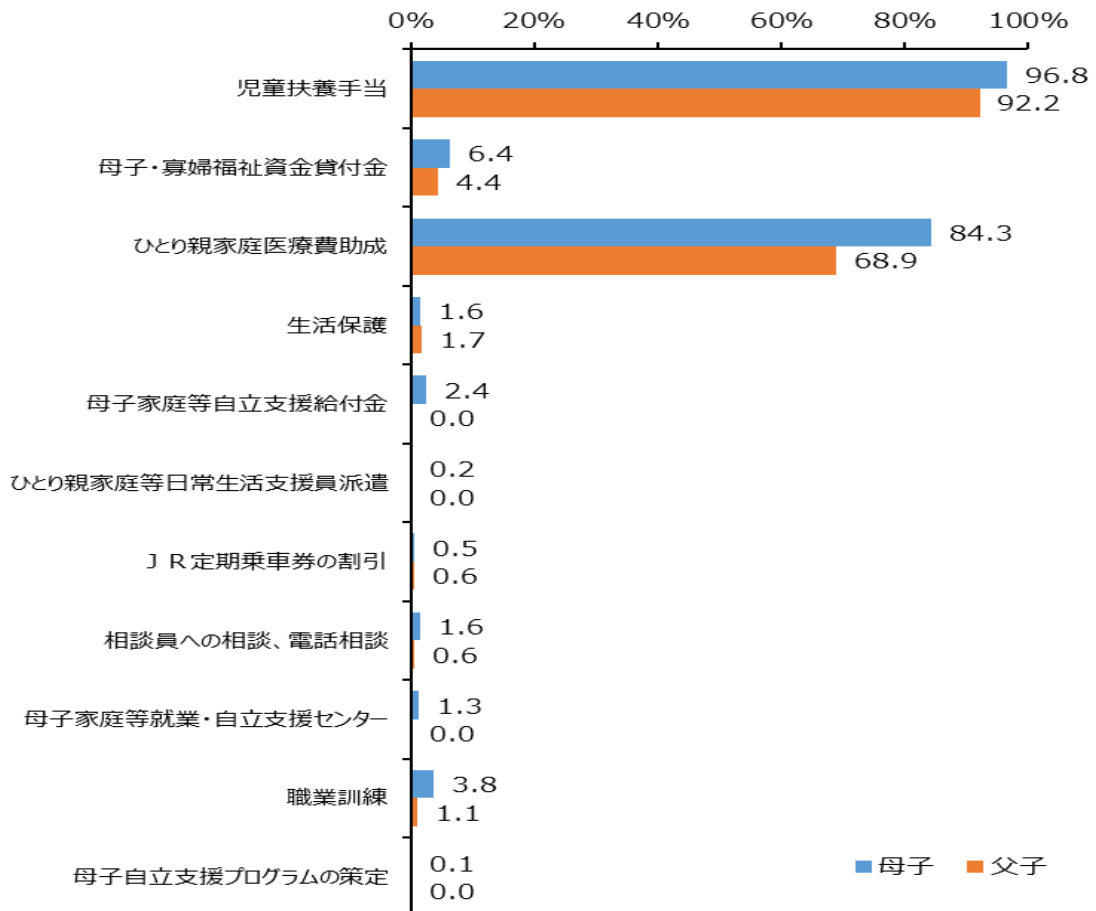
両世帯区分で福祉制度等を「利用している（利用した）」（母子世帯 97.9%、父子世帯 95.7%）が多数を占め、特に父子世帯での制度認知の割合が前回より 11.3 ポイント増加しました。

利用している（利用した）福祉制度等は、両世帯区分で「児童扶養手当」（母子世帯 96.8%、父子世帯 92.2%）が最も多く、次いで「ひとり親家庭医療費助成」（母子世帯 84.3%、父子世帯 68.9%）となっています。

福祉制度の利用状況



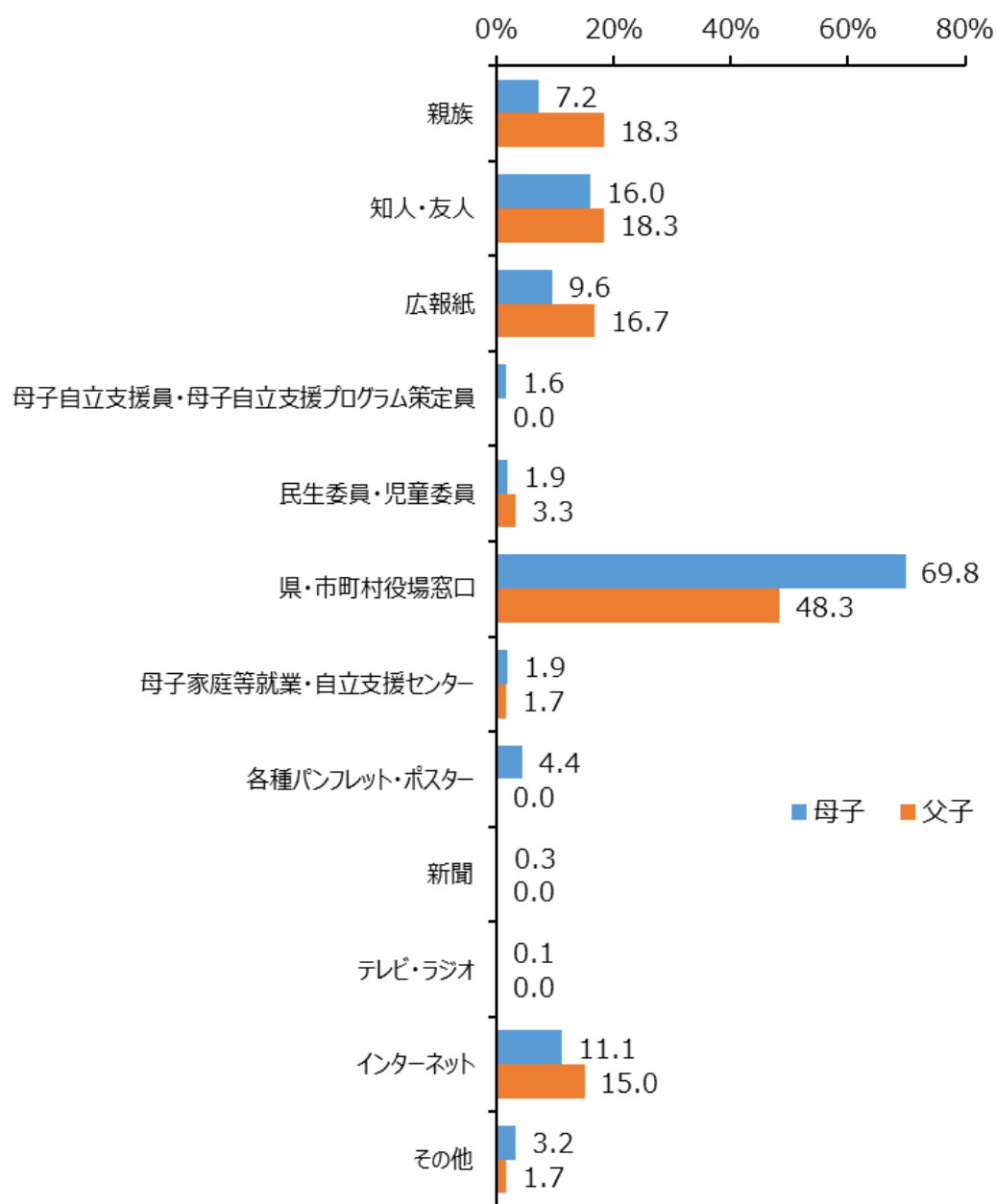
利用している（利用した）福祉制度等



② 福祉制度等を知った方法

両世帯区分で「県・市町村役場窓口」（母子世帯 69.8%、父子世帯 48.3%）が最も多くなっており、次いで母子世帯では「知人・友人」（16.0%）、父子世帯では「親族」（18.3%）と「知人・友人」（18.3%）となっています。

福祉制度等を知った方法

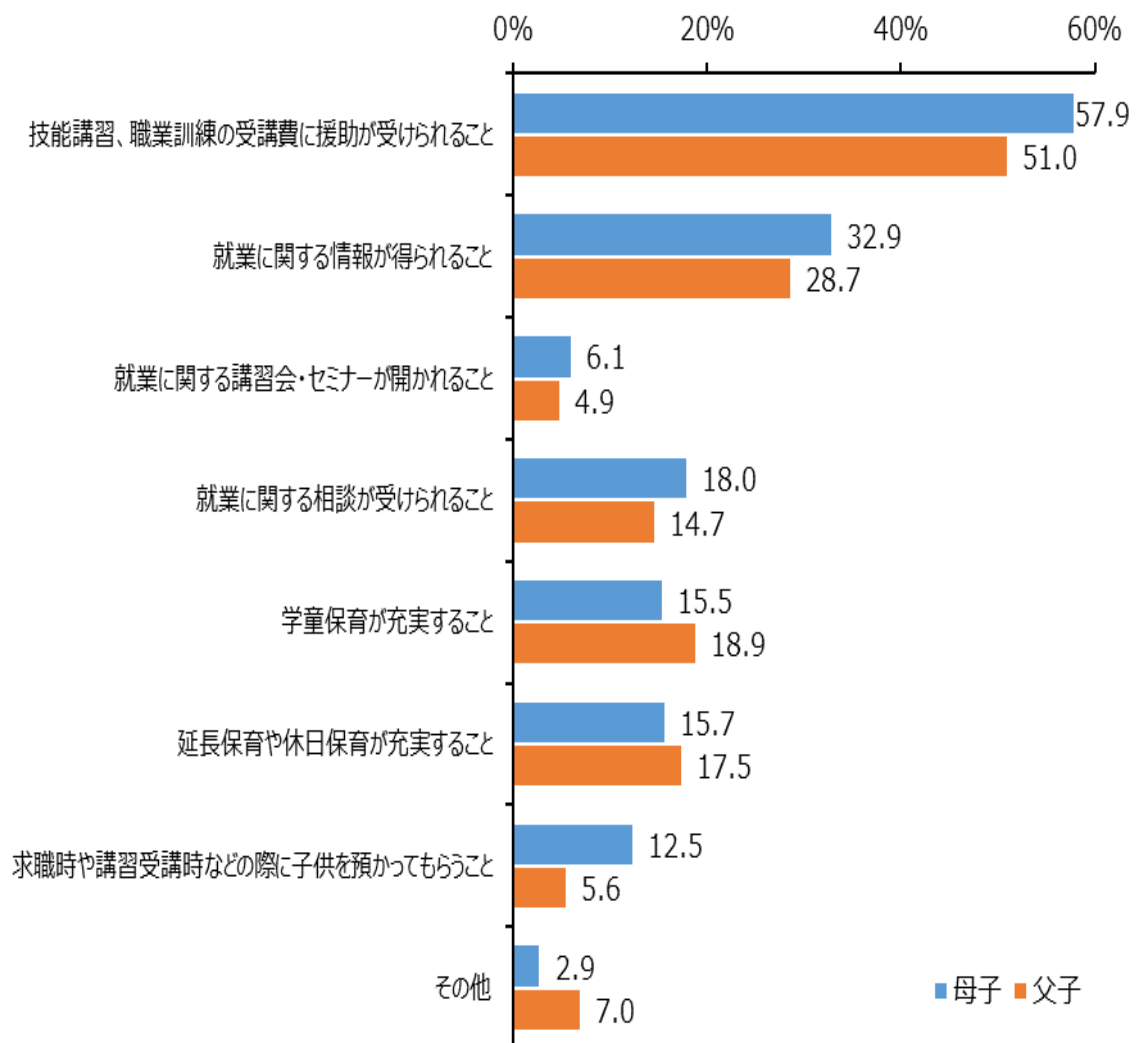


(10) 行政への要望等

① 県・市町村における就職・転職に関する支援事業への要望

両世帯区分で「技能講習、職業訓練の受講費に援助が受けられること」（母子世帯 57.9%、父子世帯 51.0%）が最も多く、次いで「就業に関する情報が得られること」（母子世帯 32.9%、父子世帯 28.7%）となっています。

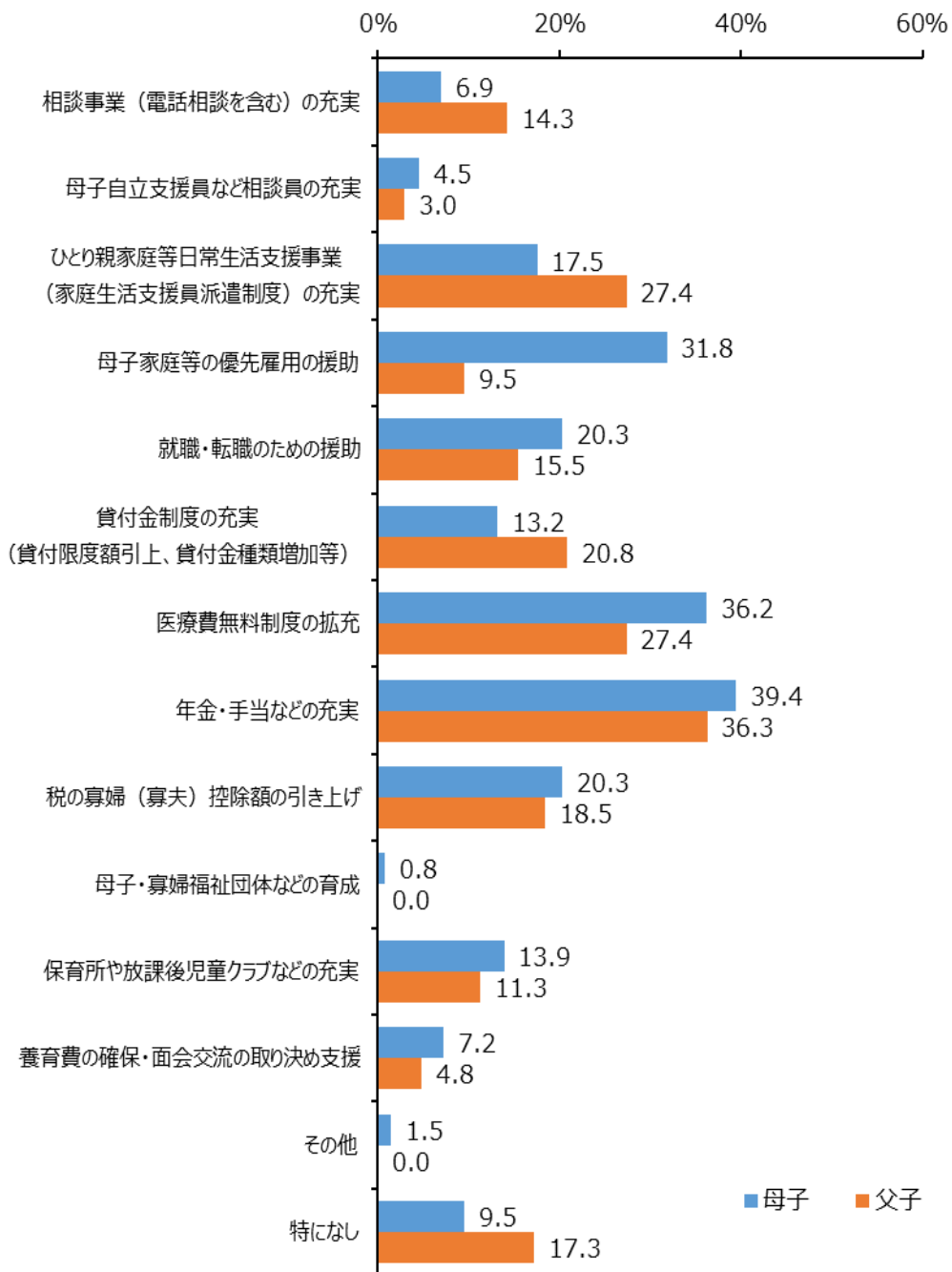
県・市町村における
就職・転職に関する支援事業への要望



② 今後の福祉行政への要望

両世帯区分で「年金・手当などの充実」（母子世帯 39.4%、父子世帯 36.3%）、「医療費無料制度の拡充」（母子世帯 36.2%、父子世帯 27.4%）が多くなっています。また、母子世帯では「母子家庭等の優先雇用の援助」（31.8%）が、父子世帯では「ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実」（27.4%）が多くなっています。

今後の福祉行政への要望



4 現計画の評価

厚生労働省の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）に基づき、令和2年度までの計画の評価を行うこととなっています。

各項目の評価の状況については、次のとおりです。

(1) 相談・情報提供機能の充実強化

- ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じ、問題解決に努めるため、県では、各保健福祉事務所に7名、市では各福祉事務所に16名（令和元年度末時点）の母子・父子自立支援員を配置し、自立のための助言・指導を行ってきました。
- 中核市に移行した甲府市が、ひとり親家庭支援施策に関する業務分掌の見直しを行ったことにより、母子・父子自立支援員が受理する相談内容に変更が生じ、R元年度の経済的支援等に関する相談件数が大幅に減少したものの、県内における県や市町村の相談体制は整っています。
- 今後も、相談・情報提供機能の充実を図るとともに、積極的な広報に努め、身近な地域や広域での相談事業の充実を図るとともに、引き続きひとり親家庭等がより利用しやすい体制を構築していく必要があります。

表1 母子・父子自立支援員 相談受理件数（国への報告件数） (件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
県計	1,319	1,202	1,158	955
市計	1,496	1,355	1,288	965
合計	2,815	2,557	2,446	1,920

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、就業相談や養育費相談、各種施策の情報提供等、ひとり親家庭等に対する総合的な支援サービスを実施してきました。相談件数全体は減少傾向であるものの、母子家庭等就業・自立支援センターの存在や支援サービスを知らないひとり親家庭等も少なからずいることも影響するため、広く事業等の周知を図って行く必要があります。

表2 母子家庭等就業・自立支援センター 相談受理事件数

(件)

	28年度	29年度	30年度	R元年度
電話相談	131	50	57	76
面談	17	30	20	9
その他	4	0	3	0
合計	152	175	80	85

(2) 就業支援の推進

- ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送るためには、就業の確保が重要であることから、平成18年度から母子家庭等就業・自立支援センターに就業アドバイザーを配置し、就業相談や職業紹介を実施するとともに、パソコン講座や介護職員初任者研修など実践的な講座を実施し、就業支援を行ってきました。
- 受講者数は横ばい状況にあります。受講しやすい体制を確保する、講座内容を充実するなど、社会的需要を把握しながら見直しを行う必要があります。また、今後も母子家庭等就業・自立支援センターを中心に、関係機関と連携して就業支援サービスを実施していくため、センター事業の周知等を行う必要があります。

表3 各種講座等受講者数（母子家庭等就業・自立支援センター）

(件)

研修名	28年度	29年度	30年度	R元年度
就業支援セミナー	10	12	14	20
パソコン	10	10	13	11
介護職員初任者研修	16	11	12	5
合計	36	33	39	36

- 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業には、高等職業訓練促進給付金等事業と自立支援教育訓練給付金事業があります。厳しい雇用環境が続く中、特に、国家資格の取得は就業や安定した収入に結びつくため、修学意欲のある者を継続して支援していく必要があります。

表4 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 (人)

給付金名	28年度	29年度	30年度	R元年度
高等職業訓練促進給付金	48	51	57	57
自立支援教育訓練給付金	5	16	6	14
国家資格等取得応援給付金	0	2	2	3
合計	59	52	49	51

(3) 子育て・生活支援策の充実強化

- ひとり親家庭が仕事と子育てとの両立を図り、安定した生活を送るためには、子育てや生活の面での支援体制が必要です。そのため、地域で育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置、放課後の児童への対応、病児保育施設の拡大を図ってきました。今後も、施設数の増加と設置された施設の維持に向けた事業の展開が必要となります。

表5 主な子育て支援関連施設の設置数 (ヶ所)

	28年度	29年度	30年度	R元年度
ファミリー・サポート・センター	17	17	17	17
放課後児童クラブ(国補対象)	241	258	266	269
放課後子ども教室	68	76	86	79
病児保育施設	31	37	38	42

- ひとり親家庭等日常生活支援事業には、子育て支援と生活支援がありますが、その支援時間はほぼ横ばいです。子育て支援を行う家庭生活支援員の養成を行うなど、事業の提供体制の充実と事業の周知を図る必要があります。

表6 日常生活支援者の推移 (延べ時間)

	28年度	29年度	30年度	R元年度
家庭生活支援員派遣	341	325	322	358

- 公営住宅において、次のとおりひとり親家庭等の優先入居を行っていますが、公営住宅の空きも多くあることから、通常の入所で対応が可能となっています。現在のひとり親家庭の通常による入所は年平均120戸程度であり、ひとり親家庭の住居支援を継続していく必要があります。

表7 優先入居戸数の推移

(戸)

	28年度	29年度	30年度	R元年度
県営住宅	7	4	2	2

(4) 養育費確保の推進

- 民法等の一部改正により、平成24年4月から協議離婚の際の養育費等の分担の取り決めが促されています。養育費の取り決め状況は、前回の調査と比べ母子世帯で4.1%増加し、父子家庭12.7%増加しています。また、養育費の受給状況については、前回に比べ、母子家庭では7.2%の増加、父子家庭では2.9%の増加となっています。
- 今後も養育費相談を行うとともに、啓発活動を継続する必要があります。

表8 養育費の取り決め状況の推移

(%)

	母子世帯		父子世帯	
	決めている	受け取っている	決めている	受け取っている
H26	50.6	28.5	18.9	4.6
R元	54.7	35.7	31.6	7.5
増減	4.1	7.2	12.7	2.9

(5) 経済的支援の推進

- 母子家庭は一般家庭に比べて収入が低く、就業環境も厳しいことから、児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭医療費助成事業など経済的支援を行ってきました。また、児童扶養手当法や母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正により、父子家庭への児童扶養手当支給対象拡大や父子福祉資金の創設などにより父子家庭への支援が拡充されました。

<参考>

県における当該世帯の年間年収（万円）
（山梨県ひとり親家庭等実態調査）

	母子世帯	父子世帯
H26	240	405
R元	236	352
増減	-4	-53

全国の当該世帯あたりの平均所得（万円）
（国民生活基礎調査）

	児童のいる世帯	母子世帯	母子世帯／児童のいる世帯
H25	696.3	235.2	33.8%
H28	707.6	270.1	38.2%
増減	11.3	34.9	

表9 児童扶養手当 受給者数の推移 (人)

	28年度	29年度	30年度	R元年度
受給者数	6,415	6,112	5,938	5,708

- ひとり親家庭医療費助成事業により、ひとり親家庭等の精神的、経済的負担が軽減され、保健の向上が図られています。

表10 ひとり親家庭医療費助成 受給世帯数の推移 (世帯)

	28年度	29年度	30年度	R元年度
世帯数	5,944	5,641	5,374	5,072

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

～ひとり親家庭等が自立し、子どもたちが健やかに育つ環境づくり～

山梨県におけるひとり親家庭は増加状況にあり、就業、子育て、家事等をひとりで担うひとり親家庭の精神的、肉体的な負担は大きいものであり、さらに、雇用形態の変化や経済情勢を背景として、ひとり親家庭等を取り巻く環境は厳しいものとなってきています。

県としては、このようなさまざまな状況を踏まえ、ひとり親家庭等の自立を促進するための支援のあり方及び方向性を示すとともに、総合的な事業展開を図り、「ひとり親家庭等が自立し、子どもたちが健やかに育つ環境づくり」を目指します。

2 基本方針

施策を展開するにあたり、次の点を重視しながら取り組みます。

(1) 国・県・市町村の役割分担と連携

国、県、市町村はその役割を明確にするとともに、県や市町村は施策の実施主体として、お互いに連携して施策を推進します。

① 国の役割

国は、ひとり親家庭等に対する施策や制度の企画・立案、効果的な施策の展開のための調査・研究、施策の普及・啓発等を行うとともに、都道府県や市町村に対する支援を行うほか、公共職業安定所において各種就業支援策を実施します。

② 県の役割

県は、この計画に沿って、ひとり親家庭等に対する施策を計画的に推進するとともに、広域的な観点から、市町村が地域の実情に応じて実施する各種施策に対する助言や情報提供を積極的に行います。

また、市町村のひとり親への支援策が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や施策の取組状況などの情報提供を行い、市町村の自立促進計画の策定を支援します。

③ 市の役割

市は、児童扶養手当の支給と母子・父子自立支援員による相談・情報提供を一体的に行うとともに、地域の実情に応じた施策や自ら実施すべき施策を推進します。

④ 町村の役割

町村は、住民に身近な自治体として、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、地域の実情に応じた施策を推進します。

(2) 関係機関相互の協力

ひとり親家庭等への支援については、就業支援と子育て・生活支援を組み合わせ実施することが重要であり、また、ひとり親家庭等が抱える多岐にわたる課題に対し、福祉や教育など幅広い分野にわたる関係者が相互に連携することも必要であることから、関係機関、関係者等が相互に協力しあるいは連携することができる仕組み作りを構築します。

併せて、児童扶養手当の現況届提出時等の機会を積極的に利用し、生活、就業、養育費等に関する相談に集中的に対応できる体制づくりを図ります。

(3) 相談機能の強化

ひとり親家庭等が抱える問題や悩みは、その多くが複雑に重なり合っていることから、母子・父子自立支援員をはじめとした相談関係者は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握するとともに、支援メニューの組み合わせや他の支援機関とのつなぎを行うなど、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行います。

また、困難に陥る前に支援窓口につなげる総合的・包括的な相談窓口の仕組みを構築し、相談関係者の資質向上のための効果的な研修を実施するなど、相談機能の強化を図るとともに、周知によりその利用を促します。

(4) 子育て・生活支援の強化

ひとり親が安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、日常生活支援事業等ひとり親家庭への支援策を実施します。

(5) 就業支援の強化

ひとり親家庭等の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業による収入を安定的に確保することが重要です。これまでも、就業支援サービスの

提供や自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、事業主に対する助成金等の支給など様々な施策を行ってきました。特に就業への効果の高い自立支援給付金について更に周知を図り、積極的に行うとともに、親の学び直しなどの施策に取り組むなど、ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図ります。

(6) 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

養育費の確保については、養育費の取り決めや確保が適切に行われるよう、離婚する前からの意識付けが重要であるため、離婚当事者に対する周知啓発を行うとともに、弁護士等の相談支援を実施します。また、面会交流については、基本的には子どもの立場から望ましいことですが、実施が適切ではない場合もあることから、取り決めや実施が適切になされるよう、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を図ります。

(7) 福祉と雇用の連携

ひとり親家庭等の自立を図るためには、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠です。

このため、国の労働部局と県及び市町村、また、県及び市町村の福祉部局と労働部局で緊密に連携を図ります。

(8) 子どもの貧困対策

就業により安定した収入を確保し、ひとり親家庭の自立、生活の安定を図ることは、子どもの貧困対策にも資することから、やまなし子ども・子育て支援プランや、やまなし子どもの貧困対策推進計画に基づき、関係機関と連携し各施策を実施します。

3 基本目標

ひとり親家庭等の自立を図るため、次の施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 相談・情報提供機能の充実強化

ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じるとともに、個々の状況に応じて適正な助言や情報提供が行えるよう、相談関係者の資質向上のための効果的な研修を実施

したり、行政と関わりを持ちづらい家庭への支援のための地域民間団体との連携を行うなど、相談・情報提供機能の充実強化を図ります。

(2) 就業支援の推進

ひとり親家庭等が十分な収入を得、自立した生活を送ることができるように、母子・父子自立支援プログラム策定職員の能力向上を図り、効果的な就業促進、職業能力開発のための訓練、就業機会の創出など、就業面での支援を推進していきます。

(3) 子育て・生活支援の充実強化

ひとり親家庭等が安心して生活し、また子育てと就業、子育てと就業のための訓練とを両立できるように、保育所等への優先入所、保育サービスの充実、公営住宅への優先入居、子どもの居場所づくりなど、子育てや生活面での支援策の充実強化を図ります。

(4) 養育費確保等の推進

ひとり親家庭の児童に対する養育費が確保できるように、養育費を払うことについての社会的機運の醸成や、面会交流についての取り決めや適切な実施を促進するとともに、離婚前後の親に対して養育費確保等の相談体制や支援の推進を図ります。

(5) 経済的支援の推進

ひとり親家庭等にとって重要な経済的な支えである、母子父子寡婦福祉資金貸付制度や児童扶養手当制度を利用しやすくするため、制度について積極的な情報提供に努めるほか、適正で迅速な貸付・支給事務を実施するなど、経済面での支援の推進を図ります。

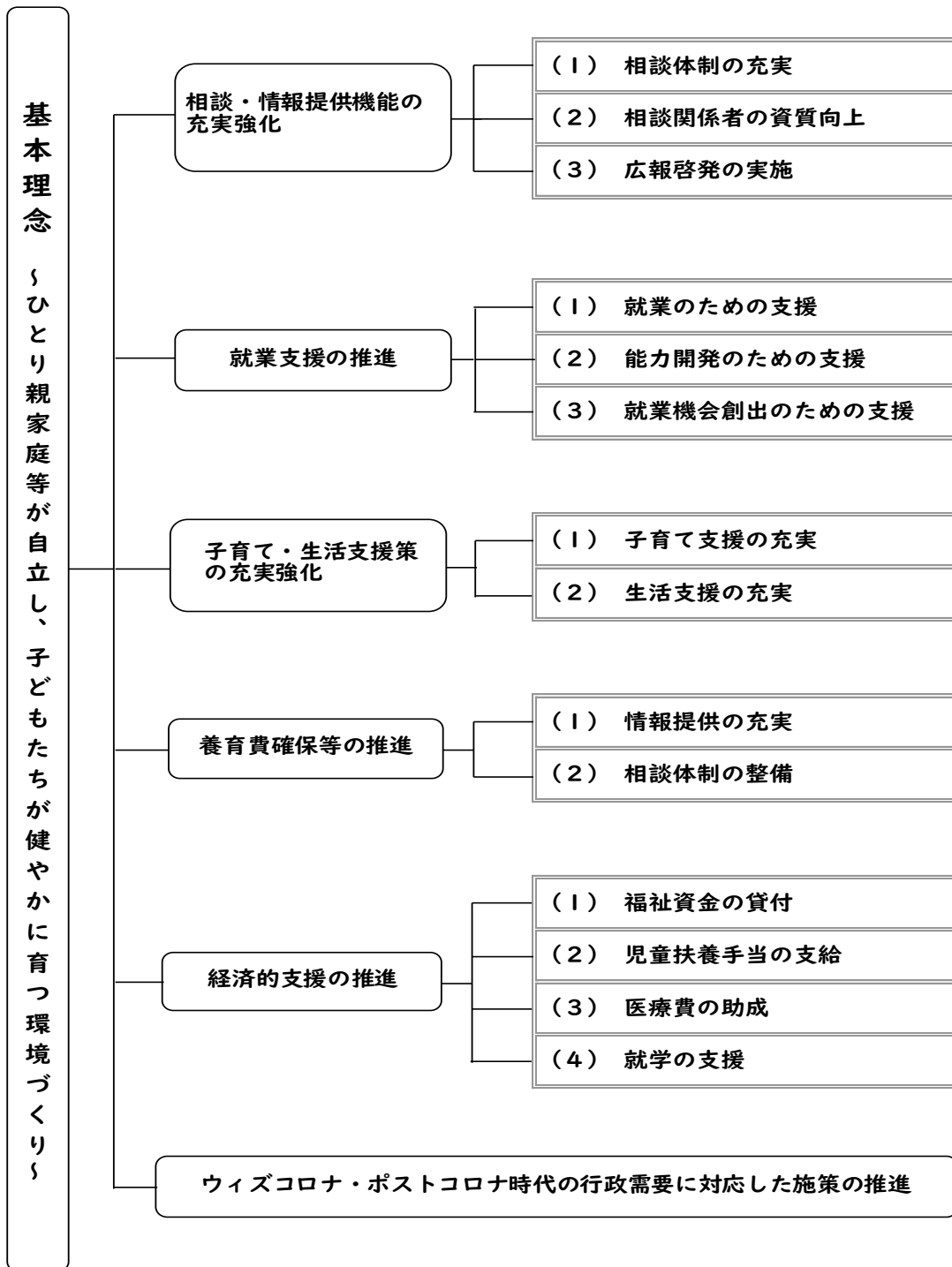
(6) ウィズコロナ・ポストコロナ時代の行政需要に対応した施策の推進

今後の感染拡大や未知の感染症が発生した場合でも、ひとり親家庭等が安心して生活できる社会を目指します。

- ① 非常時であってもひとり親家庭等が生活に窮する事態を最小限にするため、平時から、地域での支援を円滑に進めるための関係者調整や子ども食堂において感染防止対策を講ずるなど、安心して支援を利用できる体制づくりに努めます。
- ② 非常時は、国、県、市町村や民間団体の支援事業の情報提供を行うなど、迅速な支援につながる対応を図ります。

第4章 具体的な施策

本計画の施策体系



I 相談・情報提供機能の充実強化

施策の方向

ひとり親家庭等が抱える問題や悩みは、その多くが複雑に重なり合っています。母子・父子自立支援員や就業支援専門員などの相談関係者が、ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じ、その問題解決に努めることができるよう、相談窓口の機能強化に取り組めます。

ひとり親の支援に当たっては、民間の支援団体等と協働するなど、ひとり親家庭を地域で支えるネットワークづくりを積極的に行います。

また、公的制度の認知度が低く、その利用が低調なものもあることから、相談窓口で効果的な広報手段を積極的に活用することにより、制度利用を促します。

(1) 相談体制の充実

ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じ、個々の状況に応じて適切な助言や情報提供を行い、親の精神的安定を図るとともに、必要に応じて、子どもの貧困に関して市町村が構築する地域ネットワーク等の活用により、福祉や教育、労働など幅広い分野にわたり行政機関や民間の支援団体等と連携するなど、総合的な支援につなげます。

また、養育費の取り決めや履行の確保、生活上の諸問題などについて、専門家による相談体制の充実を図ります。

(2) 相談関係者の資質向上

母子・父子自立支援員等の相談関係者が個々の状況に応じて適切な助言や情報提供を行えるように、国等が行う各種研修会への参加やひとり親家庭等の自立支援に必要な知識の習得、相談技法の向上に関する研修の実施により、相談関係者の資質の向上に努めます。

(3) 広報啓発の実施

ひとり親家庭等に対する各種制度を周知し、また、養育費の確保等を啓発するため、ホームページや広報紙等、ニーズに合った効果的な広報手段を積極的に活用するなど、地域の特性を踏まえた広報活動を実施し、制度の利用を促します。

具体的な事業

I 相談・情報提供機能の充実強化

(1) 相談体制の充実

事業名	事業内容	対象	実施主体
総合的な相談窓口の整備	母子・父子自立支援員等相談関係者による個々の状況に応じた助言や情報提供及び他支援機関との連携	ひとり親家庭等	県
生活一般・就業相談等の実施	相談関係者による個々の状況に応じた適切な助言や情報提供の実施	ひとり親家庭等	県、市
就業相談・就業促進活動の実施	就業アドバイザーによる就業相談、情報提供、職業紹介及び求人開拓の実施	ひとり親家庭等	県母子寡婦福祉連合会
就業相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセリングや生活・就労相談、子育て中の方の就労相談、ハローワークの求人検索や職業紹介などの実施 相談員による保育・子育て支援等に関する相談・情報提供・職業紹介の実施 	概ね15歳～39歳までの若年者	県
		子育て中の母親等	
		概ね40歳以上の中高年齢者	
特別相談事業の実施	弁護士による法律相談	ひとり親家庭等	県母子寡婦福祉連合会
相談事業の周知	弁護士による法律相談や法的手続費用の立替を行う日本司法支援センター（法テラス）の周知	ひとり親家庭等	日本司法支援センター
養育費相談事業の周知	養育費相談支援センターと連携した支援の実施	ひとり親家庭	県母子寡婦福祉連合会
家庭、地域、職場等に関する相談の実施	女性総合相談の実施	女性	県
	男性総合相談の実施（びゅあ富士）	男性	県
子育て相談総合窓口の実施	子育て相談総合窓口「かるがも」の実施	保護者等	県教育委員会
学校を窓口とした相談の実施	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	就学児と親	県教育委員会
	スクールカウンセラー等活用事業の実施		県教育委員会
	総合教育センター面接相談・24時間電話相談の実施		県教育委員会

(2) 相談関係者の資質向上

事業名	事業内容	対象	実施主体
相談関係者の研修の実施	相談関係者に対する資質向上のための研修の実施	相談関係者	県母子寡婦福祉連合会
相談実践マニュアルの配布	相談の受け方や心構え、助言の仕方など相談業務に係る実践的なマニュアルの配布	相談関係者	県母子寡婦福祉連合会

(3) 広報啓発の実施

事業名	事業内容	対象	実施主体
ホームページ等を活用した広報の実施	県や市町村のホームページや広報紙等を積極的に活用したひとり親家庭等に対する各種制度の周知及び養育費確保等の啓発	ひとり親家庭等	県母子寡婦福祉連合会
就業情報提供事業の実施	インターネットを活用した就業に関する様々な情報提供の実施	ひとり親家庭等	県母子寡婦福祉連合会
ひとり親家庭のしおり等の作成・配付	ひとり親家庭等に対する各種制度を周知するためのしおり等の作成・配付	ひとり親家庭等	県
養育費に関する啓発用リーフレットの配付	養育費確保等のための啓発用リーフレットの配付	ひとり親家庭	県

2 就業支援の推進

施策の方向

ひとり親家庭等の自立や生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが極めて重要ですが、雇用環境の変化により、非正規雇用の割合が増える状況にあります。

また、母子家庭の母は、就業経験が少ないことなどから、就業に際して困難を伴うことがあります。

収入・雇用条件等でよりよい就業をすることは、経済的自立につながるため、効果的な就業促進、職業能力開発のための訓練、就業機会の創出など、就業面での支援を推進します。

(1) 就業のための支援

就業に関する法律・制度やひとり親家庭等に対する施策など、さまざまな情報の収集・提供を行います。

ひとり親家庭等の就業相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら、個々の生活実態や職業適性、就業経験等を踏まえた就業促進に努めます。

(2) 能力開発のための支援

就職に必要な技能・知識を習得しやすいよう、託児サービス付きの職業訓練を実施します。

職業能力開発に取り組むひとり親家庭の母や父に対し、受講経費やその間の生活費について、各種給付金の支給や必要な福祉資金の貸付を行います。

就業に役立つ研修会や就業に結びつく可能性の高い技能を習得するための講座を開催し、よりよい条件での就職や転職を促すとともに、ひとり親家庭の学び直しの支援を推進します。

(3) 就業機会創出のための支援

事業主に対し、各種助成制度を周知するとともに、ひとり親家庭の母や父の雇用について働きかけを行います。

県・市町村において求人する際、ひとり親家庭の母や父に求人情報を提供します。

ひとり親家庭の母や父の雇用の安定及び就業促進を図るため、一定の条件でひとり親家庭の母や父を雇用した事業主に対し、奨励金等を支給します。

県・市町村において、物品の購入や役務の提供を受ける際、母子・父子福祉団体等から購入等を行うことに努めます。

在宅での就業など、多様な就業形態による就業を支援します。

具体的な事業

2 就業支援の推進

(1) 就業のための支援

事業名	事業内容	対象	実施主体
母子家庭等就業・自立支援センター事業			
ア	就業相談・就業促進活動の実施 〔再掲〕	就業アドバイザーによる就業相談、情報提供、職業紹介及び求人開拓の実施	ひとり親家庭等 県
イ	相談関係者の資質向上のための研修の実施〔再掲〕	相談関係者に対する資質向上のための研修の実施	相談関係者 県
ウ	就業支援セミナーの開催	就業に関するセミナーの開催	ひとり親家庭等 県
	技能習得講座の開催	就業に有利な技能の習得を目的とした託児サービス付きの講座の開催	
エ	就業情報提供事業の実施 〔再掲〕	インターネットを活用した就業に関する様々な情報提供の実施	ひとり親家庭等 県
自立支援プログラムによる支援			
ア	母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施	母子・父子自立支援プログラム策定員による個々の児童扶養手当受給者の就業希望、生活事情等に応じた自立支援の実施	児童扶養手当受給者 県
イ	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	自立支援プログラムの一つとして、児童扶養手当受給者の態様に 応じた生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	児童扶養手当受給者 県
ウ	生活困窮者自立相談支援事業の実施	児童扶養手当受給者の態様に 応じた自立支援計画を策定し、計画に基づく支援の実施	児童扶養手当受給者 県

(2) 能力開発のための支援

事業名	事業内容	対象	実施主体
就業支援セミナーの開催〔再掲〕	就業に関するセミナーの開催	ひとり親家庭等	県
技能習得講座の開催〔再掲〕	就業に有利な技能の習得を目的とした講座の開催	ひとり親家庭等	県
公共職業訓練の実施	就職に必要な技能・知識を習得するための職業訓練の実施	ひとり親家庭等	県
託児サービス付きの職業訓練の実施	子育て中の保護者を対象とした託児サービス付きの職業訓練の実施	子育て中の保護者	県
職業訓練手当の支給	職業訓練を受講するひとり親等に対する職業訓練手当の支給	ひとり親等	県
母子家庭自立支援給付金事業等の実施 (職業能力開発に取り組むひとり親に 対する各種給付金の支給)	自立支援教育訓練給付金	ひとり親	県
	高等職業訓練促進給付金等		県
	高等職業訓練促進資金貸付事業の実施		県
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	高等学校卒業程度認定試験を目指し、民間事業者等の対策講座を受講するひとり親と子に対し給付金の支給	高等学校を卒業していないひとり親と子	県
母子父子寡婦福祉資金の積極的な情報提供と適正な貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施	ひとり親家庭等	県

(3) 就業機会創出のための支援

事業名	事業内容	対象	実施主体
経済団体等への要望活動による支援	非正規労働者の正社員への転換に取り組むよう経済団体への要望活動の実施	経済団体、事業主	県
就業相談・就業促進活動の実施 〔再掲〕	就業アドバイザーによる就業相談、情報提供、職業紹介及び求人開拓の実施	ひとり親家庭等	県
事業主に対する奨励金等の支給(母子家庭の母等を一定の条件により雇 用した事業主に対する奨励金等の支給)	トライアル雇用助成金	事業主	国
	特定求職者雇用開発助成金		国
	キャリアアップ助成金		国
県・市町村におけるひとり親家庭の 母の雇用の促進	県・市町村において非常勤嘱託職員等を求人する際、山梨県母子家庭等就業・自立支援センターへの求人情報の提供	ひとり親家庭等	県
母子・父子福祉団体等への受注機 会の促進	県・市町村において、物品の購入や役務の提供を受ける際、母子・父子福祉団体等から購入等の努力	母子・父子福祉団体等	県

3 子育て・生活支援の充実強化

施策の方向

ひとり親家庭は、家事や子育てと生計維持の役割を一人で担うため、他の家庭以上に保育サービスの確実な提供や子どもの居場所づくりが求められていることから、安心して子育てと就業、就業のための訓練との両立ができるよう、子育てや生活の面での支援体制の充実強化を図ります。

(1) 子育て支援の充実

就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるように、ひとり親家庭の児童の保育所等への優先的な入所や放課後児童クラブへの優先的な利用を引き続き推進します。

また、保育所等における延長保育・休日保育・夜間保育、病児保育事業等の各種保育サービスの提供、ひとり親家庭の母又は父が疾病やその他の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を短期間養育する事業、地域で育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置等を推進します。

さらに、ひとり親家庭の母又は父等が技能習得のための通学や就職活動等により一時的な保育サービスが必要な場合などに、子育て支援を行う家庭生活支援員を派遣します。

(2) 生活支援の充実

ひとり親家庭の母又は父等が疾病等により一時的な介護サービスが必要な場合や日常生活に支障が生じた場合などに、生活援助を行う家庭生活支援員を派遣します。

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、公営住宅への優先的な入居を継続するとともに、優先入居を行っていない市町村に優先入居の推進を働きかけます。

また、子ども食堂や学習・生活支援事業といった子どもたちが安心して参加できる居場所を整備する市町村を支援することにより、子どものみならず、ひとり親等への情報提供とひとり親同士の交流促進が期待できることから、引き続き関連する事業を推進します。

具体的な事業

3 子育て・生活支援の充実強化

(1) 子育て支援の充実

事業名	事業内容	対象	実施主体
保育所の優先入所の継続	ひとり親家庭の児童の保育所への優先的な入所の継続	ひとり親家庭	県
保育料の軽減	ひとり親家庭の児童の保育料軽減の実施	ひとり親家庭	県
保育所等における各種保育サービスの充実	保育所等における延長保育・休日保育・夜間保育等の各種保育サービスの提供の促進	ひとり親家庭	県
病児保育の促進	病児保育事業の促進	ひとり親家庭	県
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の促進	疾病等のため、家庭での養育が困難となった児童を短期間養育する事業の実施の促進	ひとり親家庭	県
放課後児童クラブの優先利用の促進	ひとり親家庭の児童の放課後児童クラブへの優先的な利用の促進	ひとり親家庭	県
放課後子ども教室の推進	ひとり親家庭の児童の放課後子ども教室利用の促進	ひとり親家庭	県教育委員会
ファミリー・サポート・センターの設置促進	ファミリー・サポート・センターの設置の促進	ひとり親家庭	県
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	一時的な保育支援を行う家庭生活支援員の派遣の促進	ひとり親家庭等	県

(2) 生活支援の充実

事業名	事業内容	対象	実施主体
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施〔再掲〕	一時的な生活援助を行う家庭生活支援員の派遣の促進	ひとり親家庭等	県
公営住宅の優先入居の推進	ひとり親家庭の公営住宅への優先的な入居の推進	ひとり親家庭	県
子どもの居場所づくりの促進	市町村が行う子どもの居場所づくりの推進	市町村	県、市町村 民間団体
子どもの学習・生活支援事業の実施	講師による就学児への学習の支援の実施	生活保護世帯等	県、市町村 民間団体

4 養育費確保等の推進

施策の方向

ひとり親となる原因は、離婚によるものが8割を超えています。

離婚世帯の児童の養育について、児童を監護していない親からの養育費は、児童の権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいません。

親の児童に対する責務の自覚を促し、児童を監護しない親がその責務を果たしていくことが当然であるとする社会的気運の醸成を図るとともに、相談体制の整備を進め、養育費や面会交流についての取り決めや履行確保を促進します。

(1) 情報提供の充実

養育費や面会交流の取り決め、履行確保を促進するため、養育費等に関する知識や取得手続、法的義務などについて、ホームページや広報紙等へ掲載します。

母子・父子自立支援員等の資質の向上を図るため、国等が行う各種研修会への参加を促すとともに、養育費等に関する研修を行います。

(2) 相談体制の整備

養育費等の取り決めや履行確保などに関する問題について、専門家による相談体制を整備するとともに、離婚前後の親に対して養育費確保等の支援の推進を図ります。

具体的な事業

4 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの推進

(1) 情報提供の充実

事業名	事業内容	対象	実施主体
ホームページ等を活用した情報提供の実施〔再掲〕	県や市町村のホームページや広報紙等を積極的に活用した養育費確保等の啓発	ひとり親家庭	県
養育費に関する啓発用リーフレットの配布〔再掲〕	養育費確保等のための啓発用リーフレットの配布	ひとり親家庭	県
相談事業の周知〔再掲〕	弁護士による法律相談や法的手続費用の立替を行う日本司法支援センター（法テラス）の周知	ひとり親家庭等	日本司法支援センター
養育費相談事業の実施〔再掲〕	養育費相談支援センターと連携した支援の実施	ひとり親家庭	県

(2) 相談体制の整備

事業名	事業内容	対象	実施主体
特別相談事業の実施〔再掲〕	弁護士による法律相談	ひとり親家庭等	県

5 経済的支援の推進

施策の方向

ひとり親家庭等は、収入が低い水準にあり、生活費に悩んでいる家庭が多いことから、就業や養育費の確保により生活基盤が安定するまでの間、母子父子寡婦福祉資金貸付制度や生活福祉資金貸付制度及び児童扶養手当制度等を有効に利用できるよう支援を推進します。

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施します。

(2) 生活福祉資金の貸付

ひとり親家庭等に対して、生活福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施します。

(3) 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭の母や父に対して、児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、プライバシーの保護に配慮した適正な支給業務を実施します。

(4) 医療費の助成

ひとり親家庭の医療費負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部を助成する事業を実施します。

(5) 就学の支援

児童生徒に対し、就学援助制度や奨学金事業等を実施するとともに、ひとり親家庭及び関係機関に対し情報提供する等制度の周知を行います。

また、下校後の学習の機会を提供します。

具体的な事業

5 経済的支援の推進

(1) 福祉資金の貸付

事業名	事業内容	対象	実施主体
母子父子寡婦福祉資金の積極的な情報提供と適正な貸付（再掲）	母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施	ひとり親家庭等	県
生活福祉資金の積極的な情報提供と適正な貸付	生活福祉資金貸付制度に関する積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施	ひとり親家庭等	県社会福祉協議会
短期援助資金の貸付	短期援助資金貸付制度の積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施	母子寡婦福祉連合会 会員	県母子寡婦福祉連合会

(2) 児童扶養手当の支給

事業名	事業内容	対象	実施主体
児童扶養手当の積極的な情報提供と適正な支給	児童扶養手当制度に関する積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な支給業務の実施	ひとり親家庭	県

(3) 医療費の助成

事業名	事業内容	対象	実施主体
ひとり親家庭医療費助成事業の実施	医療費の一部を助成する事業の実施	ひとり親家庭	県

(4) 就学の支援

事業名	事業内容	対象	実施主体
就学援助制度等の実施	義務教育就学児童に対する学用品費等の給付支援の実施	生活保護世帯等	県
子どもの学習支援事業の実施	講師による就学児への学習の支援の実施	生活保護世帯等	県、市町村民間団体
高等学校の授業料等の減免制度の実施	県立高等学校の入学金・授業料の減免制度の実施	生活保護世帯等	県教育委員会
高等学校等奨学給付金事業の実施	公立高等学校奨学給付金の実施	生活保護世帯等	県教育委員会
	私立高等学校等奨学給付金の実施	生活保護世帯等	県
高等学校奨学金等の実施	育英奨学金の実施	生活保護世帯等	県教育委員会
	県立高等学校【定時制・通信制課程】の修学奨励金の実施	生活保護世帯等	県教育委員会
高等教育の修学支援制度	大学、短大、専門学校等の授業料等減免と給付型奨学金の実施	住民税非課税世帯等	各大学等 独立行政法人日本 学生支援機構 (JASSO)

(5) 通勤定期割引制度の周知

事業名	事業内容	対象	実施主体
J R通勤定期割引制度の周知	J Rを利用して通勤するひとり親へ割引制度の周知	児童扶養手当受給者	県・J R

6 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の行政需要に対応した施策の推進

施策の方向

今後の感染拡大や未知の感染症が発生した場合でも、ひとり親家庭等が安心して生活できる社会を目指します。

- (1)非常時であってもひとり親家庭等が生活に窮する事態を最小限にするため、平時から、地域での支援を円滑に進めるための関係者調整や子ども食堂において感染防止対策を講ずるなど、安心して支援を利用できる体制づくりに努めます。
- (2)非常時は、国、県、市町村や民間団体の支援事業の情報提供を行うなど、迅速な支援につながる対応を図ります。

本計画に関係する具体的な63事業のうち、18事業を感染症の感染拡大や未知の感染症が発生した場合の対策となる事業として整理しました。

これらの事業を、平時からひとり親家庭や支援者等に周知し、非常時にひとり親家庭等が生活に窮する事態を最小限にするよう努めます。

また、非常時においては、県の支援事業に加え、国の施策や市町村の独自事業を併せて情報収集することにより、ひとり親家庭等からの問い合わせに対して、行政機関の枠を越えたワンストップ型の相談を受け付け、迅速な支援につなげていきます。

【参考】 山梨県新型コロナウイルス対策子育て家庭休業助成金

新型コロナウイルスの感染拡大をより積極的に防止するため、子どもが小学校・保育所等への登校・登園を控えたことにより保護者が休業を余儀なくされた場合に、休業に伴う収入減の一部を補填するための新たな県独自の助成制度を令和2年3月から6月末を適用期間として実施しました。

○助成対象者（次の5項目の全てに該当する方）

- ・市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯
- ・小学校3年生以下又は特別支援学級・特別支援学校・保育所・幼稚園・認定こども園等に通う子どもを持つ保護者
- ・山梨県内に住所を有する者
- ・労働基準法の適用を受ける労働者、又は事業活動を行う個人事業主
- ・休業期間中、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補填にあたる公的な給付金等が支給されない者

○助成金額

4,000円/1日（3月は最大14日、4～6月は最大30日）

○支給実績

384件 25,116千円

具体的な事業

※全て再掲事業

1 相談・情報提供機能の充実強化

事業名	事業内容	対象	実施主体
総合的な相談窓口の整備	母子・父子自立支援員等相談関係者による個々の状況に応じた助言や情報提供及び他支援機関との連携	ひとり親家庭等	県
生活一般・就業相談等の実施	相談関係者による個々の状況に応じた適切な助言や情報提供の実施	ひとり親家庭等	県、市
就業相談・就業促進活動の実施	就業アドバイザーによる就業相談、情報提供、職業紹介及び求人開拓の実施	ひとり親家庭等	県母子寡婦福祉連合会
就業相談等の実施	・キャリアカウンセリングや生活・就労相談、子育て中の方の就労相談、ハローワークの求人検索や職業紹介などの実施 ・相談員による保育・子育て支援等に関する相談・情報提供・職業紹介の実施	概ね15歳～39歳までの若年者	県
		子育て中の母親等	
		概ね40歳以上の中高年齢者	
特別相談事業の実施	弁護士による法律相談	ひとり親家庭等	県母子寡婦福祉連合会
家庭、地域、職場等に関する相談の実施	女性総合相談の実施	女性	県
	男性総合相談の実施（びゅあ富士）	男性	県
ホームページ等を活用した広報の実施	県や市町村のホームページや広報紙等を積極的に活用したひとり親家庭等に対する各種制度の周知及び養育費確保等の啓発	ひとり親家庭等	県母子寡婦福祉連合会
就業情報提供事業の実施	インターネットを活用した就業に関する様々な情報提供の実施	ひとり親家庭等	県母子寡婦福祉連合会

2 就業支援の推進

事業名	事業内容	対象	実施主体	
自立支援プログラムによる支援				
ア	母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施	母子・父子自立支援プログラム策定員による個々の児童扶養手当受給者の就業希望、生活事情等に応じた自立支援の実施	児童扶養手当受給者	県
イ	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	自立支援プログラムの一つとして、児童扶養手当受給者の態様に応じた生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	児童扶養手当受給者	県
ウ	生活困窮者自立相談支援事業の実施	児童扶養手当受給者の態様に応じた自立支援計画を策定し、計画に基づく支援の実施	児童扶養手当受給者	県
母子父子寡婦福祉資金の積極的な情報提供と適正な貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施	ひとり親家庭等	県	
県・市町村におけるひとり親家庭の父母の雇用の促進	県・市町村において非常勤嘱託職員等を求人する際、山梨県母子家庭等就業・自立支援センターへの求人情報の提供	ひとり親家庭等	県	

3 子育て・生活支援の充実強化

事業名	事業内容	対象	実施主体
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	一時的な保育支援を行う家庭生活支援員の派遣の促進	ひとり親家庭等	県

5 経済的支援の推進

事業名	事業内容	対象	実施主体
生活福祉資金の積極的な情報提供と適正な貸付	生活福祉資金貸付制度に関する積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施	ひとり親家庭等	県社会福祉協議会
短期援助資金の貸付	短期援助資金貸付制度の積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務の実施	母子寡婦福祉連合会会員	県母子寡婦福祉連合会
児童扶養手当の積極的な情報提供と適正な支給	児童扶養手当制度に関する積極的な情報提供、プライバシーの保護に配慮した適正な支給業務の実施	ひとり親家庭	県

計 画 の 取 組 指 標

項目	現況値	目標値
子どもの貧困に関する 地域ネットワークの構築	10市町村	27市町村
ひとり親家庭の親の正規 雇用率	母子家庭 35.7% 父子家庭 58.2%	母子家庭 44.2% 父子家庭 68.2%
放課後児童クラブの実施 箇所数	269カ所	271カ所
病児保育の設置箇所数	42カ所	45カ所
養育費の取り決め状況	母子家庭54.7% 父子家庭31.6%	母子家庭64.0% 父子家庭41.6%